

令和8年度（区部）工事請負単価契約について

【 目 次 】

1	対象契約	p. 1
2	申込受付期間	p. 2
3	申込みに必要な資格要件等	p. 3
4	提出書類等	p. 4
5	注意事項	p. 10
6	問合せ先	p. 11

- 〔別紙 1〕 令和8年度（区部）工事請負単価契約の見積合せ参加資格
- 〔別紙 2〕 令和8年度（区部）工事請負単価契約の工事概要及び予定受注者数
- 〔別紙 3〕 令和8年度水道局給・配水管工事請負単価契約調査表
- 〔別紙 4〕 専任者写真台帳兼資格一覧及び専任者以外写真台帳兼資格一覧
- 〔別紙 5〕 契約書、注文書、請書等の写しの例示
- 〔別紙 6〕 提出書類のとり方
- 〔別紙 7〕 主たる履行区域一覧及び分割エリア区分表
- 〔別紙 8〕 受注者版工事系システムの稼働条件
- 〔別紙 9〕 「緊急時の対応能力」について（キー1, 2, 3, 4, 維持, 本管）
- 〔資料 1〕 技術力等審査方式について（キー1, 2, 3, 4, 維持, 本管）
- 〔資料 2〕 各工事請負単価契約の評価内訳（キー1, 2, 3, 4, 維持, 本管）
- 〔様式 1〕 工事希望票兼予定監理技術者等調書
- 〔様式 2〕 経歴書

1 対象契約

整理番号	契 約 件 名
キー 1	配水管小規模整備工事請負単価契約 [工事概要] (1) 施工期限等の制約のある新設、撤去及び取替工事等（添架管含む。） (2) 小規模で点在的に残っている取替対象管整備工事
キー 2	給水管整備及び取り出し工事請負単価契約 [工事概要] (1) 配水小管を布設し、給水管を整備する工事等 (2) 給水管の新設・改造・撤去における配水小管からの分岐配管工事等
キー 3	小中口径メータ引換工事等請負単価契約 [工事概要] 小中口径メータ（口径 13mm から 40mm まで）に関する次の工事 (1) 有効期限満了及び異状に伴うメータ引換え (2) 使用開始に伴うメータ取付け、使用中止に伴うメータ取外し (3) メータ位置変更工事、止水栓設置工事、隔測表示器関係工事
キー 4	大口径メータ引換工事等請負単価契約 [工事概要] 大口径メータ（口径 50mm から 300mm まで）、隔測表示器関係に係る次の工事 (1) 大口径メータ引換工事（検定有効期限の満了又は異状等に伴うメータの引換え及び引上げ）及びこれに伴う水道使用者等への事前連絡 (2) 大口径メータ取付工事、大口径メータ取外工事 (3) 隔測表示器関係工事 (4) P H S 回線を用いた水圧確認装置関連工事
キー維持	水道施設維持補修工事請負単価契約 [工事概要] (1) 突発的に発生する水道施設の維持補修工事 (2) 小規模で点在し、即応対応を要する水道施設の維持補修工事全般
キー本管	配水本管小規模整備工事請負単価契約（その 3） [工事概要] (1) 道路工事調整上必要な配水本管工事 (2) 濁水、出水不良、漏水の予防等の局事業運営上必要な配水本管工事 (3) 再開発事業、区画整理事業等の公共事業に伴う配水本管工事 (4) (1) ～ (3) の配水本管工事に付随して施工する配水小管工事

2 申込受付期間（全契約共通）

会社名の最初の読みにより、以下のとおり日時を分けております（会社名には、「株式会社」、「有限会社」等、会社の種類を表す名称は含めません。）。

対象者	申込受付日	申込受付時間
※ 受付会場は全日、「東京都庁第二本庁舎 22 階北側 22C 会議室」です。		
会社名が「あ」から始まる方	令和 8 年 1 月 5 日（月）	午前 9 時 30 分から 午前 10 時 30 分まで
会社名が「い、う、え」から始まる方		午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで
会社名が「お」から始まる方		午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで
会社名が「か、き」から始まる方		午後 2 時 30 分から 午後 3 時 15 分まで
会社名が「く、け、こ」から始まる方		午後 3 時 15 分から 午後 4 時 00 分まで
会社名が「さ」から始まる方	令和 8 年 1 月 6 日（火）	午前 9 時 30 分から 午前 10 時 30 分まで
会社名が「し」から始まる方		午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで
会社名が「す、せ、そ」から始まる方		午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで
会社名が「た、ち、つ」から始まる方		午後 2 時 30 分から 午後 3 時 15 分まで
会社名が「て、と」から始まる方		午後 3 時 15 分から 午後 4 時 00 分まで
会社名が「な、に、ぬ」から始まる方	令和 8 年 1 月 7 日（水）	午前 9 時 30 分から 午前 10 時 30 分まで
会社名が「ね、の、は、ひ」から始まる方		午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで
会社名が「ふ、へ、ほ」から始まる方		午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで
会社名が「ま、み、む、め、も」から始まる方		午後 2 時 30 分から 午後 3 時 15 分まで
会社名が「や、ゆ、よ、ら、り、る、れ、ろ、わ」から始まる方		午後 3 時 15 分から 午後 4 時 00 分まで

【注意】

- 該当する受付日以外には原則として受付を行いませんので、注意してください。
- 受付開始前の開場はできかねます。
- 可能な限り最少人数で来庁いただきますようお願いします。
- 受付当日に体調がすぐれない方は、可能な限り社内で来庁者の調整をお願いします。
- 感染症対策については各自の責任で対応をお願いします。

3 申込みに必要な資格要件等

別紙1「令和8年度（区部）工事請負単価契約の見積合せ参加資格」のとおり。

- 令和8年度は、「技術力等審査方式」による見積合せを行います。詳細は、資料1「技術力等審査方式について」及び資料2「各工事請負単価契約の評価内訳」を参照してください。
- 契約履行に当たっての帳票等の作成はパソコンで行っていただきますので、パソコン等の機器が必要です。パソコンの動作環境については、別紙8「受注者版工事系システムの稼働条件」を参照してください。

4 提出書類等

(1) 受付時に提示していただくもの

ア 「令和7・8年度東京都受付票」(原本)

- 実印の押印があり、かつ裏面に実印の印鑑登録証明書が貼り付けてあるもの。
- 代理人印又は使用印の欄がある場合は、代理人印又は使用印の押印があること。

イ 「東京都指定給水装置工事事業者証」の写し

- 提出書類としてとじ込んであるものでよい。

(2) とじ込んで提出していただくもの

- (3) 及び(4)のうち、各申込契約に該当する書類を原本としてまとめて1部提出してください。
⇒ 複数の契約を申し込む場合でも、書類を1部にまとめてください。
- 原本とは別に、副本として次の書類を申込契約ごとに1部ずつ提出してください。
 - ① (3) アの「**工事希望票兼予定監理技術者等調書**」の写し
 - ② (3) イの**別紙3-1/10「令和8年度水道局給・配水管工事請負単価契約調査表」**の写し
 - ③ (3) カの**別紙9「緊急時の対応能力」について**
 - ④ (3) キの**別紙4-1/9～7/9「専任者写真台帳兼資格一覧」**
⇒ 副本については、カラーコピーでも構いません。ただし、資格者の顔が完全に判別できるものに限りします。
 - ⑤ (3) クの**別紙4-8/9～9/9「専任者以外写真台帳兼資格一覧」**
⇒ 副本については、カラーコピーでも構いません。ただし、資格者の顔が完全に判別できるものに限りします。
- 各書類のとじ方の詳細は、**別紙6「提出書類のとじ方」**を参照してください。

(3) 提出書類(調査表、参加資格証明書類、写真台帳等)

【注意】

調査表、写真台帳等の提出書類は、必ず令和8年度版の様式で作成してください。

ア 「工事希望票兼予定監理技術者等調書」(原本)(全契約共通)

- 様式1を使用してください。
- 配置予定技術者欄の記入は不要です。

イ 別紙3「令和8年度水道局給・配水管工事請負単価契約調査表」(原本)(全契約共通)

- 「主たる履行区域の希望順位」は、キー1、2、3、維持は第三希望までを記入してください。
原則、主たる履行区域は第一希望とする予定ですが、特別な事情がある場合、第二・第三希望への変更をお願いする場合がございます。また、主たる履行区域により、予定事業量が異なりますのであらかじめ了承の上、申込みください。
- **別紙3-2/10の記入例～別紙3-6/10の記入例**をよく読んで記入してください。

ウ 「東京都指定給水装置工事事業者証」の写し(キー本管以外契約共通)

- キー3及びキー4においては、令和8年4月1日時点で東京都又は他の水道事業者の指定を受けてから引き続き2年以上を経過していることが必要です。東京都の指定を受けてから

2年に満たない場合は、他都市の「指定給水装置工事事業者証」の写しも併せて添付してください。

- キー本管については、添付書類として必須ではありません。

エ 「建設業許可証明書」又は「建設業許可通知書」の写し（全契約共通）

オ 「経営事項審査結果通知書」の写し（全契約共通）

- 契約締結日時点において有効なもの（審査基準日が令和6年9月1日以降のもの）。
- 複数ある場合は、審査基準日が直近のもの。
- 申請中で、有効な通知書が手元にない場合は、申込時に申請書の写しを提出し、更新処理後に改めて提出してください。

カ 別紙9「緊急時の対応能力」について（全契約共通）

- 申込契約ごとに用紙が異なりますので、注意してください。
- 契約ごとに提出する書類（副本）の中にとじてください。（原本には不要です。）

キ 別紙4-1/9～7/9「専任者写真台帳兼資格一覧」

- 申込契約ごとに用紙が異なりますので、注意してください。
- 保有する資格を全て記入してください。
- 各資格者の写真（6か月以内に撮影したカラー写真等）を貼り付けてください。

ク 別紙4-8/9～9/9「専任者以外写真台帳兼資格一覧」（全契約共通）

- 専任者以外の資格者を全て記入してください。
- 保有する資格を全て記入してください。
- 各資格者の写真（6か月以内に撮影したカラー写真等）を貼り付けてください。

ケ 工事实績等を確認できる契約書、注文書、請書等の写し

- 詳細は、別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」を参照してください。

コ 適格請求書発行事業者の登録通知書の写し

- 適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格請求書発行事業者公表サイト（国税庁）の写しを提出してください。
なお、適格請求書発行事業者の登録は必須ではありません。

（4）提出書類（配置予定技術者の雇用及び資格を証明する書類）

【雇用確認の書類（会社名の記載がないものは不可）】

- ① 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し
⇒ ①で雇用の証明ができない場合は、次のいずれかの書類の写し
 - ② 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ③ 資格確認証（従前の健康保険被保険者証）の写し
 - ④ 登記事項証明書の役員名簿欄の写し（発行後3か月以内のもの。会社役員等の場合）
 - ⑤ 雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し
- これらいずれの書類でも配置予定技術者の常用雇用の証明ができない場合は、あらかじめ当局（6 問合せ先）に問い合わせてください。

- 会社名と個人名が併記され、資格者の常用雇用が確認できるものである必要があります。
- 年度の途中で、賃金台帳等により雇用状況を確認する場合があります。
- 住民税特別徴収税額の通知書に記載されている受給者番号及び納付額等、または資格確認証等に記載されている受給者番号・被保険者等記号・番号・個人番号及びQRコードにあらかじめマスキングを施してください。
- 書類の作成については、『雇用確認の書類について』をご覧ください。
- 有効期限のない従前の健康保険被保険者証での雇用の確認ができません。

ア 現場代理人として提出する書類

雇用確認の書類（申込締切日時時点で常用雇用されていること。）

イ 主任技術者として提出する書類（キー本管は（イ）監理技術者のみ）

次の（ア）及び（イ）～（エ）のいずれかを提出してください。（キー本管は（イ）監理技術者のみ）

（ア）**雇用確認の書類**（申込締切日時時点で雇用期間が3か月以上あること。）

（イ）**「監理技術者資格証」（表・裏）の写し**

⇒「**監理技術者講習修了証**」は、令和3年1月1日以降に修了したものに限りま。

⇒「**監理技術者資格者証**」の建設業の有無を確認してください。

キー1、2、維持、本管は「水」、キー3、4は「管」が必要です。

（ウ）**建設業法第7条第2号イ、ロ記載の実務経験を有する者**

⇒「**経歴書**」

様式2を使用してください。

また、職歴欄には、実務経験を確認できる具体的な工事名等も記載してください。

（エ）**建設業法第7条第2号ハに該当する資格の合格証明書等の写し**

a キー1、2及び維持

- ・土木施工管理技士及び土木施工管理技士補（1、2級）
- ・建築施工管理技士及び建築施工管理技士補（1、2級）
- ・管工事施工管理技士及び管工事施工管理技士補（1、2級）
- ・造園施工管理技士及び造園施工管理技士補（1、2級）

⇒「**合格証明書**」

※「**経歴書**」（国家資格等と実務経験にて主任技術者になる場合）

詳細は別紙 10 をご確認ください。

- ・ 技術士（上下水道等）
⇒ 「技術士登録証」、「会員証」、「技術士登録等証明書」
※合格証は証明として認めません。

b キー 3 及び 4

- ・ 管工事施工管理技士（1、2 級）
⇒ 「合格証明書」
- ・ 技術士（上下水道等）
⇒ 「技術士登録証」、「会員証」、「技術士登録等証明書」
- ・ 給水装置工事主任技術者（免状交付後、1 年以上管工事の実務経験を有する者）
⇒ 「給水装置工事主任技術者免状」、「給水装置工事主任技術者証」
※給水装置工事主任技術者試験の合格者に送付される合格証書は、主任技術者として提出する書類としては認めませんので、注意してください。

ウ 配水管工として提出する書類（キー 1、2、4、維持、本管）

（ア）雇用確認の書類（申込締切日時点で常用雇用されていること。）

（イ）「配水管技能者登録証」の写し

a キー 1、維持、本管、専任者以外（キー 1、2、4、維持、本管）

（公社）日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証（大口径）」の写し

⇒ 配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、更新時講習会受講日（大口径）が記載された大口径管技能者登録証の発行を受けている必要があります。

なお、申込締切日時点で大口径実技講習会を受講できていない方は、A 又は B の提出願います。

A 「配水管技能者登録証更新申請書」又は「更新時講習会申込書」の写し＋「支払いが確認できるもの」、

B 「受講決定通知書」の写し

b キー 2、4

（公社）日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証（大口径）」の写し又は「配水管技能者登録証（一般・耐震）」の写し

【注意】以下の点をご確認頂き、申請を行ってください。

配水管技能者登録証

第〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇号

氏 名 〇〇 〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、本会の下記種別の技能者
名簿に登録したことを証明します。

種 別	取 得 日	備 考
一般継手	H〇〇. 〇〇. 〇〇	
耐震継手	H〇〇. 〇〇. 〇〇	
大口径	H〇〇. 〇〇. 〇〇	T
合成管		



登 録 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
有効期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

更新時講習受講日
大口径 R〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人 日本水道協会

全契約
申込時点で有効期限内であるか
確認ください。

キー1,本管,維持に申込の方は下記を確認ください。
「バーコード」又は「空白」又は
更新時講習受講日が、「更新時講習令和3年1月7日」以降

(ウ) **スーパー配管工として提出する書類** (スーパー配管工として配置する場合のみ)

- a 第1回から第15回までのスーパー配管工認定者
「スーパー配管工加点期間更新認定証」の写し
※ 「スーパー配管工認定証」の写しは不要です。
- b 第16回から第20回までのスーパー配管工認定者
「スーパー配管工認定証」の写し

エ **給水装置工事主任技術者として提出する書類** (キー本管以外)

- (ア) **雇用確認の書類** (申込締切日時時点で常用雇用されていること。)
- (イ) **「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」の写し**
⇒ 給水装置工事主任技術者試験の合格者に送付される合格証書は、給水装置工事主任技術者として提出する書類としては認めませんので、注意してください。

オ **酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者として提出する書類** (キー1、2、維持、本管)

- (ア) **雇用確認の書類** (申込締切日時時点で常用雇用されていること。)
- (イ) **「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」又は「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」の写し**

カ **貯水槽清掃作業監督者として提出する書類** (キー1、2、維持)

- (ア) **雇用確認の書類** (申込締切日時時点で常用雇用されていること。)
- (イ) **「貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書」の写し**
⇒ 貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の更新時に貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講し、有効期限が記載された貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の発行を受けている必要があります。

なお、申込締切日時点で貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講できていない方は、「貯水槽清掃作業監督者再講習会受講申込書」の写し、又は「受講決定通知書」の写しいずれかを「貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書」の写しとともに添付してください。

キ 配水管からの分岐穿孔及び配管工事に従事する者として提出する書類（キー 1、2、維持）

次の（ア）及び（イ）～（カ）のいずれかを提出してください。

- （ア）雇用確認の書類（申込締切日時点で常用雇用されていること。）
- （イ）（公財）給水工事技術振興財団が発行する「給水装置工事配管技能者講習会修了証書」又は「給水装置工事配管技能者講習会修了者証」の写し
- （ウ）（公財）給水工事技術振興財団が発行する「給水装置工事配管技能者検定会合格証書」又は「給水装置工事配管技能者検定会合格者証」の写し
- （エ）（公財）給水工事技術振興財団給水装置工事配管技能者認定協議会が発行する「給水装置工事配管技能者認定証」の写し
- （オ）（公財）給水工事技術振興財団が発行する「給水装置工事配管技能者証」の写し
- （カ）当局が発行する「分岐穿孔実務経験者確認証」の写し

ク 石綿作業主任者として提出する書類（キー 1、2、維持）

- （ア）雇用確認の書類（申込締切日時点で常用雇用されていること。）
- （イ）「石綿作業主任者技能講習修了証」又は「特定化学物質等作業主任者技能講習修了証」（平成 18 年 3 月まで）の写し

ケ 管工事施工管理技士として提出する書類（キー 3、4）

- （ア）雇用確認の書類（申込締切日時点で常用雇用されていること。）
- （イ）「管工事施工管理技士（1、2 級）技術検定合格証明書」の写し

コ 配管技能士として提出する書類（キー 3、4）

- （ア）雇用確認の書類（申込締切日時点で常用雇用されていること。）
- （イ）「配管技能士（1、2、3 級）技能検定合格証書」の写し

サ 担い手確保の取り組みに対する証明書類

- （ア）雇用確認の書類（申込締切日時点で常用雇用されていること。）
⇒ 「性別」及び「年齢」がわかるものを添付願います。

5 注意事項

- (1) キー 1、2、維持、本管の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び配水管工には、営業所の専任技術者は配置できません。
- また、他の公共工事等に専任されている資格者は、キー 1～4、維持、本管の各資格者（専任者及び専任者以外）には配置できません。同様に、キー 1～4、維持、本管の各資格者（専任者及び専任者以外）は、契約期間内に他の公共工事等に専任で配置することはできませんので、注意してください。
- (2) 現場代理人、主任技術者（専任者）、監理技術者（専任者）及び配水管工（専任者）は、申込以外の工事請負単価契約において資格者として配置することはできません。ただし、専任者以外で申し込んだ主任技術者、監理技術者及び配水管工は、水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）、キー 1～4、維持、本管の範囲内で兼務することができます。
- (3) 契約後、資格者に変更が生じ、契約ごとの施工体制評価点が下がる場合には、申込時点の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、当該契約において新たな発注は行いません。
- また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がありますので、注意してください。
- (4) 工事現場ごとに必要な資格者は、常駐を義務付けます。
- (5) 「関係する会社等」に該当する会社同士で同一の契約に申込することはできません。「関係する会社」の詳細は、東京都電子調達システムの“資格審査申請の手引”に掲載されている「令和 7・8 年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引（定期申請用）」《「関係する会社等」の基準について》（P.26～）をご覧ください。
- (6) 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成 22 年 11 月 15 日付 22 水経契第 368 号）第 3 条第 1 項又は第 2 項に基づく排除措置期間中は、申込みができません。
- (7) キー本管以外の契約については、都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準に基づく指定の効力停止期間が令和 8 年 4 月 1 日以降にある場合は、申込みができません。
- (8) キー本管以外の契約については、契約後、都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準に基づく指定の取消処分を受けた場合は、契約を解除します。
- また、指定の効力停止処分を受けた期間は、新たな発注を行わないことに加え、単価契約工事の施工をすることができません。
- (9) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。
- (10) キー 1、2、維持、本管については、契約後速やかに契約ごとで工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報の受注登録が必要になります。
- (11) 見積合わせは郵送で実施します。

6 問合せ先

(1) 工事内容又は提出書類に関する問合せ先

キー 1	配水管小規模整備工事請負単価契約	給水部 配水課 施設管理担当 都庁第二本庁舎 23 階中央 03-5320-6467
キー 2	給水管整備及び取り出し工事請負単価契約	給水部 給水課 漏水防止担当 都庁第二本庁舎 23 階南側 03-5320-6477
キー 3	小中口径メータ引換工事等請負単価契約	給水部 給水課 給水装置担当 都庁第二本庁舎 23 階南側 03-5320-6431
キー 4	大口径メータ引換工事等請負単価契約	給水部 給水課 量水器担当 都庁第二本庁舎 23 階南側 03-5320-6387
キー維持	水道施設維持補修工事請負単価契約	給水部 配水課 施設管理担当 都庁第二本庁舎 23 階中央 03-5320-6467
キー本管	配水本管小規模整備工事請負単価契約(その 3)	給水部 配水課 施設管理担当 都庁第二本庁舎 23 階中央 03-5320-6467

※ 各担当部署にて、令和 7 年度工事請負単価契約特記仕様書及び請負単価表の閲覧ができます。

(2) 契約に関する問合せ先

経理部 契約課 工事契約担当
都庁第二本庁舎 21 階北側 03-5320-6403

令和 8 年 度（区 部）工 事 請 負 単 価 契 約 の 見 積 合 せ 参 加 資 格

契約工事名	キ－１ 配水管小規模整備工事	キ－２ 給水管整備及び取り出し工事	キ－３ 小中口径メータ引換工事等
契約方式	技 術 力 等 審 査 方 式		
東京都 建設工事等競争 入札参加資格	申込締切日時点の東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種〔04 水道施設工事〕の有資格者でDランク以上であること。	申込締切日時点の東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種〔04 水道施設工事〕の有資格者でEランク以上であること。	申込締切日時点の東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種〔09 給排水衛生工事〕の有資格者であること。
	令和7・8年度の東京都受付票を提示すること。		
	資格申請時の「関係する会社」に該当する会社が同一の契約に申込みをしていないこと。		
	東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月5日付22水経契第368号）第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中でないこと。		
建設業の許可	水道施設工事業の許可を受けていること。		管工事業の許可を受けていること。
経営事項	水道施設工事業又は土木工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状態にないこと。		管工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状態にないこと。
指定事業者	東京都指定給水装置工事事業者の指定を受けており、かつ都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準に基づく指定の効力停止期間が令和8年4月1日以降にないこと。 なお、キ－3は、これに加えて、東京都又は他の水道事業者の指定を受けた日から引き続き2年以上経過していること（令和6年4月1日以前から引き続いて指定を受けていること。）。		
業務体制	業務に即応できるように、事業所が23区内に所在していること。また、速やかに業務遂行に必要な人員、車両及び資機材を配備できること。		業務に即応できるように、事業所が23区内に所在していること。
	建設副産物(建設発生土及び建設廃棄物)については、「東京都建設リサイクルガイドライン」に沿って適正に処理できること。		
	工事系システムを導入していることから、入力帳票等の作成はパソコンで処理する必要がある。そのため、契約履行開始時までに、別紙8「受注者版工事系システムの稼働条件」のとおり動作環境を整備すること。		
	契約履行開始時までに、パソコンによる電子メールを利用できる環境を整備すること。		
必要資格者数等	① 現場代理人 1名 ② 主任技術者 1名以上 ③ 配水管工 1名以上 （公社）日本水道協会に配水管技能者登録（大口径）されている者とする。ただし、配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、更新時講習会受講日（大口径）が記載された大口径管技能者登録証の発行を受けていること。 ④ 給水装置工事主任技術者 1名以上 ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 1名以上 ⑥ 貯水槽清掃作業監督者 1名以上 ⑦ 配水管からの分岐穿孔及び配管工事に従事する者 1名以上 ⑧ 石綿作業主任者 1名以上	① 現場代理人 1名 ② 主任技術者 1名以上 ③’ 配水管工 1名以上 （公社）日本水道協会に配水管技能者登録（大口径又は一般・耐震）されている者とする。 ④ 給水装置工事主任技術者 1名以上 ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 1名以上 ⑥ 貯水槽清掃作業監督者 1名以上 ⑦ 配水管からの分岐穿孔及び配管工事に従事する者 1名以上 ⑧ 石綿作業主任者 1名以上	① 現場代理人 1名 ②’ 主任技術者 1名以上 ④ 給水装置工事主任技術者 1名以上
	注1 各資格者については、本契約申込締切日（令和8年1月7日。以下「申込締切日」という。）時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。 注2 各資格者については、申込締切日時点で資格を有していること。 注3 資格者は、1契約の中で同一人物が兼務することは認められる。ただし、契約ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。 注4 ①は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約の資格者として兼ねることはできない（同一契約内であれば兼務可能。）。 注5 ②②’ ③③’ は、契約ごとに1名以上の専任者が必要であり、専任者は他の契約の資格者として兼ねることはできない（同一契約内であれば兼務可能。）。専任者以外（③は（公社）日本水道協会に配水管技能者登録（大口径）されている者に限る。）は他の契約の資格者として兼ねることができる。この場合、兼務可能な契約の範囲は、注8のとおりとする。 注6 ④⑤⑥⑦⑧は、複数の契約に申込みする場合でも、1名以上常用雇用していれば兼務することができる。ただし、他の契約において専任者として申し込んでいる資格者との兼務はできない。また、兼務する場合でも、資格者は必要の都度、現場に配置させること。 注7 ②の主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者とする。 ②’の主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者とする。ただしハに該当するものは「管工事施工管理技士（1，2級）」、「技術士（上下水道等）」又は「給水装置工事主任技術者」に限る。なお、給水装置工事主任技術者の資格により申し込む場合は、申込締切日時点で資格取得後1年以上の実務経験を有すること。 注8 水道施設維持補修工事請負単価契約、水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）、配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約、小中口径メータ引換工事等請負単価契約大口径メータ引換工事等請負単価契約又は配水本管小規模整備工事請負単価契約に配置する専任者以外の資格者は、これらの契約間においてのみ兼務可能とする。		

令和 8 年 度（区 部）工 事 請 負 単 価 契 約 の 見 積 合 せ 参 加 資 格

契約工事名	キ－１ 配水管小規模整備工事	キ－２ 給水管整備及び取り出し工事	キ－３ 小中口径メータ引換工事等
工事实績及び 技術力に関する 資格要件	水道の専門技術及び施工能力を有し、かつ適切に事務処理ができること。また、次の工事实績を有すること。		
	次の①、②、③、④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当すること。 ① 令和５年度から令和７年度までのいずれかに、「配水管小規模整備工事請負単価契約」を契約していること。 ② 令和５年度から令和７年度までのいずれかに、「水道施設維持補修工事請負単価契約」を契約していること。 ③ 令和５年度から令和７年度までの３年間継続して、「水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）」又は「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」を契約している者で、当局配水管の管切断を行い、管布設を伴うＥランク以上の総価契約案件工事（水道施設案件工事）を令和３年４月１日以降施工しており、令和７年１２月３１日までに成績評価が通知された工事实績が２件以上あること。 ④ Ｄランク以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事（水道施設案件工事）を令和３年４月１日以降施工しており、令和７年１２月３１日までに成績評価が通知された工事实績が３件以上あること。 ⑤ 令和５年４月１日から申込締切日までに完工している、ステンレス鋼管による配水管からの分岐穿孔及び配管工事の実績があること。ただし、下請負（指定事業者施行を除く。）による施工は一次下請負までとし、これを証明するものを必要とする。 なお、資格要件③④の工事实績を下請負工事で申請する場合は、工種に配管工事が含まれた一次下請負までを対象とし、契約書の表紙の写し、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の提出により、一次下請負であること、工種に配管工事が含まれること及び下請負契約工期を証明することを必要とする。また、下請負工事２件を１件の工事实績、又は全ての下請負契約工期を合計し３６０日につき１件の工事实績のいずれかによりカウントする。	次の①、②、③のいずれかに該当し、かつ④に該当すること。 ① 令和５年度から令和７年度までのいずれかに、「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」を契約していること。 ② 令和５年度から令和７年度までのいずれかに、「水道施設維持補修工事請負単価契約」、「水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）」又は「配水管小規模整備工事請負単価契約」を契約している者で、当局配水管の管切断を行い、管布設を伴うＥランク以上の総価契約案件工事（水道施設案件工事）を令和５年４月１日以降施工しており、令和７年１２月３１日までに成績評価が通知された工事实績が１件以上あること。 ③ Ｅランク以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事（水道施設案件工事）を令和５年４月１日以降施工しており、令和７年１２月３１日までに成績評価が通知された工事实績が１件以上あること。 ④ 令和５年４月１日から申込締切日までに完工している、ステンレス鋼管による配水管からの分岐穿孔及び配管工事の実績があること。ただし、下請負（指定事業者施行を除く。）による施工は一次下請負までとし、これを証明するものを必要とする。 なお、資格要件②③の工事实績を下請負工事で申請する場合は、工種に配管工事が含まれた一次下請負までを対象とし、契約書の表紙の写し、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の提出により、一次下請負であること、工種に配管工事が含まれること及び下請負契約工期を証明することを必要とする。また、下請負工事２件を１件の工事实績、又は全ての下請負契約工期を合計し３６０日につき１件の工事实績のいずれかによりカウントする。	特になし。

令和８年度（区部）工事請負単価契約の見積合せ参加資格

契約工事名		キ－４　大口径メータ引換工事等		キ－維持　水道施設維持補修工事		キ－本管　配水本管小規模整備工事	
契　約　方　式		技　術　力　等　審　査　方　式					
東京都水道局 建設工事等競争 入札参加資格	申込締切日時点の東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種〔09　給排水衛生工事〕の有資格者であること。			申込締切日時点の東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種〔04 水道施設工事〕の有資格者でDランク以上あること。		申込締切日時点の東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種〔04 水道施設工事〕の有資格者でCランク以上あること。	
	令和７・８年度の東京都受付票を提示すること。						
	資格申請時の「関係する会社」に該当する会社が同一の契約に申込みをしていないこと。						
	東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成 22 年 11 月 5 日付 22 水経契第 368 号）第 3 条第 1 項又は第 2 項に基づく排除措置期間中でないこと。						
建設業の許可	管工事業の許可を受けていること。			水道施設工事の許可を受けていること。			
経営事項	管工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状態にないこと。			水道施設工事業又は土木工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状態にないこと。			
指定事業者	東京都指定給水装置工事事業者としての指定を受けており、かつ都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準に基づく指定の効力停止期間が令和 8 年 4 月 1 日以降にないこと。なお、キ－4 はこれに加えて、東京都又は他の水道事業者の指定を受けた日から引き続き 2 年以上経過していること（令和 6 年 4 月 1 日以前から引き続いて指定を受けていること。）。					東京都指定給水装置工事事業者としての指定を受けていることを求めない。	
業務体制	業務に即応できるように、事業所が 2 3 区内に所在していること。			業務に即応できるように、事業所が 2 3 区内に所在していること。また、速やかに業務遂行に必要な人員、車両及び資機材を配備できること。			
	建設副産物(建設発生土及び建設廃棄物)については、「東京都建設リサイクルガイドライン」に沿って適正に処理できること。						
	工事系システムを導入していることから、入力帳票等の作成はパソコンで処理する必要がある。そのため、契約履行開始時まで、別紙 8「受注者版工事系システムの稼働条件」のとおり動作環境を整備すること。						
	契約履行開始時まで、パソコンによる電子メールを利用できる環境を整備すること。						
必要資格者数等	①　現場代理人　　　　　1 名 ②’ 主任技術者　　　　　1 名以上 ④　給水装置工事主任技術者　　　1 名以上			①　現場代理人　　　1 名　　②　主任技術者　　　1 名以上 ③　配水管工 1 名以上 日本水道協会に配水管技能者登録（大口径）されている者とする。ただし、配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、更新時講習会受講日（大口径）が記載された大口径管技能者登録証の発行を受けていること。 ④　給水装置工事主任技術者　　　1 名以上 ⑤　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者　1 名以上 ⑥　貯水槽清掃作業監督者　1 名以上 ⑦　配水管からの分岐穿孔及び配管工事に従事する者　1 名以上 ⑧　石綿作業主任者　　　1 名以上		①　現場代理人　　　1 名　　②’　監理技術者　　　1 名以上 ③　配水管工 1 名以上 日本水道協会に配水管技能者登録（大口径）されている者とする。ただし、配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、更新時講習会受講日（大口径）が記載された大口径管技能者登録証の発行を受けていること。 ④　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者　1 名以上	
	注 1　各資格者については、本契約申込締切日（令和 8 年 1 月 7 日。以下「申込締切日」という。）時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が 3 か月以上あること。 注 2　各資格者については、申込締切日時点で資格を有していること。 注 3　資格者は、1 契約の中で同一人物が兼務することは認められる。ただし、契約ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。 注 4　①は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約の資格者と兼ねることはできない（同一契約内であれば兼務可能。）。 注 5　②’ は、契約ごとに 1 名以上の専任者が必要であり、専任者は他の契約の資格者として兼ねることはできない（同一契約内であれば兼務可能。）。 注 6　④は、複数の契約に申込みする場合でも、1 名以上常用雇用していれば兼務することができる。ただし、他の契約において専任者として申し込んでいる資格者との兼務はできない。また、兼務する場合でも、資格者は必要の都度、現場に配置させること。 注 7　②’ の主任技術者は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者とする。ただしハに該当するものは「管工事施工管理技士（1，2 級）」、「技術士（上下水道等）」又は「給水装置工事主任技術者」に限る。なお、給水装置工事主任技術者の資格により申し込む場合は、申込締切日時点で資格取得後 1 年以上の実務経験を有すること。 注 8　水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）、配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約、小中口径メータ引換工事等請負単価契約、大口径メータ引換工事等請負単価契約、水道施設維持補修工事請負単価契約又は配水本管小規模整備工事請負単価契約に配置する専任者以外の資格者は、これらの契約間においてのみ兼務可能とする。			注 1　各資格者については、本契約申込締切日（令和 8 年 1 月 7 日。以下「申込締切日」という。）時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が 3 か月以上あること。 注 2　各資格者については、申込締切日時点で資格を有していること。 注 3　資格者は、1 契約の中で同一人物が兼務することは認められる。ただし、契約ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。 注 4　①は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約の資格者として兼ねることはできない（同一契約内であれば兼務可能。）。 注 5　②③は、契約ごとに 1 名以上の専任者が必要であり、専任者は他の契約の資格者として兼ねることはできない（同一契約内であれば兼務可能。）。専任者以外（③は（公社）日本水道協会に配水管技能者登録（大口径）されている者に限る。）は他の契約の資格者として兼ねることができる。この場合、兼務可能な契約の範囲は、注 8 のとおりとする。 注 6　④⑤⑥⑦⑧は、複数の契約に申込みする場合でも、1 名以上常用雇用していれば兼務することができる。ただし、他の契約において専任者として申し込んでいる資格者との兼務はできない。また、兼務する場合でも、資格者は必要の都度、現場に配置させること。 注 7　②主任技術者は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者とする。 注 8　水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）、配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約、小中口径メータ引換工事等請負単価契約、大口径メータ引換工事等請負単価契約、水道施設維持補修工事請負単価契約又は配水本管小規模整備工事請負単価契約に配置する専任者以外の資格者は、これらの契約間においてのみ兼務可能とする。		注 1　各資格者については、本契約申込締切日（令和 8 年 1 月 7 日。以下「申込締切日」という。）時点で常用雇用していること。ただし、監理技術者に限り、申込締切日において雇用期間が 3 か月以上あること。 注 2　各資格者については、申込締切日時点で資格を有していること。 注 3　資格者は、1 契約の中で同一人物が兼務することは認められる。ただし、契約ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。 注 4　①は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約の資格者として兼ねることはできない（同一契約内であれば兼務可能。）。 注 5　②’ ③は、契約ごとに 1 名以上の専任者が必要であり、専任者は他の契約の資格者として兼ねることはできない（同一契約内であれば兼務可能。）。ただし、②’ ③は契約ごとに 1 名以上の専任者がいる場合、その専任者以外（③は（公社）日本水道協会に配水管技能者登録（大口径）されている者に限る。）は他の契約の資格者として兼ねることができる。この場合、兼務可能な契約の範囲は、注 8 のとおりとする。 注 6　④は、複数の契約に申込みする場合でも、1 名以上常用雇用していれば兼務することができる。ただし、他の契約において専任者として申し込んでいる資格者との兼務はできない。また、兼務する場合でも、資格者は必要の都度、現場に配置させること。 注 7　②’ の監理技術者は、建設業法第 1 5 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者とする。 注 8　水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）、配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約、小中口径メータ引換工事等請負単価契約、大口径メータ引換工事等請負単価契約、水道施設維持補修工事請負単価契約又は配水本管小規模整備工事請負単価契約に配置する専任者以外の資格者は、これらの契約間においてのみ兼務可能とする。	

令和 8 年 度（区 部）工 事 請 負 単 価 契 約 の 見 積 合 せ 参 加 資 格

契約工事名	キ－４　大口径メータ引換工事等	キ－維持　水道施設維持補修工事	キ－本管　配水本管小規模整備工事
工事实績及び 技術力に関する 資格要件	水道の専門技術及び施工能力を有し、かつ適切に事務処理ができること。また、次の工事实績を有すること。		
	次の①、②のいずれかに該当すること。 ①　令和 5 年度から令和 7 年度までのいずれかに、「大口径メータ引換工事等請負単価契約」を契約していること。 ②　当局給・配水管（口径 75mm 以上）の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事（水道施設案件工事）を令和 5 年 4 月 1 日以降施工しており、令和 7 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された工事实績が 1 件以上あること。 なお、工事实績を下請負工事で申請する場合は、工種に配管工事が含まれた一次下請負までを対象とし、契約書の表紙の写し、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の提出により、一次下請負であること、工種に配管工事が含まれること及び下請負契約工期を証明することを必要とする。また、下請負工事 2 件を 1 件の工事实績、又は全ての下請負契約工期を合計し 3 6 0 日につき 1 件の工事实績のいずれかによりカウントする。	次の①、②、③、④のいずれかに該当すること。また、③、④については⑤に該当すること。 ①　令和 7 年度に当局の「水道施設維持補修工事請負単価契約」を契約している者で、当該工事の成績評定が、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの各月で 55 点未満が 1 度以上ない者、又は 55 点以上 60 点未満が 2 度以上ない者。 ②　当局の「水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）」又は「水道施設維持補修工事請負単価契約」を令和 3 年 4 月 1 日以降 3 年間連続して契約しており、令和 7 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された工事实績で、55 点未満が 1 度以上ない者、又は 55 点以上 60 点未満が 2 度以上ない者。 ③　当局の「配水管小規模整備工事請負単価契約工事」を令和 5 年 4 月 1 日以降 3 年間連続して契約しており、令和 7 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された工事实績で、55 点未満が 1 度以上ない者、又は 55 点以上 60 点未満が 2 度以上ない者 ④　当局の「水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）」を令和 5 年 4 月 1 日以降 3 年間継続して契約しており、令和 7 年 12 月 31 日までに通知された成績評定で、55 点未満が 1 度以上ない者、又は 55 点以上 60 点未満が 2 度以上ない者。 ⑤　③④については、上記以外に、当局の単価契約又は、D ランク以上の総価契約で当局送配水管（口径 4 0 0 mm 以上かつ延長 5 0 m 以上）の管切断を伴う管布設を行う案件工事を、2 3 区内において令和 5 年 4 月 1 日以降施工しており、令和 7 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された案件実績が 1 件以上あり、工事成績点が 6 0 点以上であること。 なお、工事实績を下請負工事で申請する場合は、工種に配管工事が含まれた一次下請負までを対象とし、契約書の表紙の写し、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の提出により、一次下請負であること、工種に配管工事が含まれること及び下請負契約工期を証明することを必要とする。また、下請負工事 2 件を 1 件の工事实績、又は全ての下請負契約工期を合計し 3 6 0 日につき 1 件の工事实績のいずれかによりカウントする。	次の①、②のいずれかに該当すること。 ①　令和 5 年度から令和 7 年度までのいずれかに、「配水管小規模整備工事請負単価契約」を契約していること。かつ、口径 400mm 以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う工事を令和 3 年 4 月 1 日以降施工しており、令和 7 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された工事实績があること。 ②　C ランク以上の口径 400mm 以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事（水道施設案件工事）を令和 3 年 4 月 1 日以降施工しており、令和 7 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された工事实績が 2 件以上あること。

※　下請負契約工期は、配水管工事標準仕様書の工期の定義に準じて算定します。

受付期間

令和8年1月5日（月）、1月6日（火）、1月7日（水）

令和8年度（区部）工事請負単価契約の工事概要及び予定受注者数

整理番号	業種	契約件名	履行区域	工事概要	契約期間	予定受注者数	申込先	備考
キー1	水道施設工事	配水管小規模整備工事 請負単価契約	東京都23区内及び近接区域	ア 施工期限等の制約のある新設、撤去及び取替工事(添架管含む。) イ 小規模で点在的に残っている取替対象管整備工事	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	50者	都庁第二本庁舎 22階北側 22C会議室	・ 資格要件を満たさない方の申込みはできません。 ・ 申込み後に資格要件を満たさないことが判明した場合、申込みは無効となります。 ・ 申込みに必要な資格要件については、別紙1「令和8年度（区部）工事請負単価契約の見積合せ参加資格」とおります。
キー2	水道施設工事	給水管整備及び取り出し工事 請負単価契約	東京都23区内	ア 配水小管を布設し、給水管を整備する工事等 イ 給水管の新設・改造・撤去における配水小管からの分岐配管工事	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	100者		
キー3	給排水衛生工事	小中口径メータ引換工事等 請負単価契約	東京都23区内	小中口径メータ（口径13mmから40mmまで）に関する次の工事 ア 有効期限満了及び異状に伴うメータ引換え イ 使用開始に伴うメータ取付け、使用中止に伴うメータ取外し ウ メータ位置変更工事、止水栓設置工事、隔測表示器関係工事	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	120者		

※ 本予定表の内容に変更が生じる場合もあります。

受付期間 令和8年1月5日（月）、1月6日（火）、1月7日（水）

令和8年度（区部）工事請負単価契約の工事概要及び予定受注者数

整理番号	業種	契約件名	履行区域	工事概要	契約期間	予定受注者数	申込先	備考
キ-4	給排水衛生工事	大口径メータ引換工事等 請負単価契約	東京都 23区内	大口径メータ（口径50mmから300mmまで）、隔測表示器関係に係る次の工事 ア 大口径メータ引換工事（検定有効期限の満了又は異状等に伴うメータの引換え及び引上げ）及びこれに伴う水道使用者等への事前連絡 イ 大口径メータ取付工事、大口径メータ取外工事 ウ 隔測表示器関係工事 エ PHS回線を用いた水圧確認装置関連工事 オ スマートメータ用通信機器取付・取替工事	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	5者	都庁第二本庁舎 22階北側 22C会議室	・ 資格要件を満たさない方の申込みはできません。 ・ 申込み後に資格要件を満たさないことが判明した場合、申込みは無効となります。 ・ 申込みに必要な資格要件については、別紙1「令和8年度（区部）工事請負単価契約の見積合せ参加資格」のとおりです。
キ-維持	水道施設工事	水道施設維持補修工事 請負単価契約	東京都 23区内 及び 近接区域	ア 突発的に発生する水道施設の維持補修工事 イ 小規模で点在し、即応対応を要する水道施設の維持補修工事全般	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	46者		
キ-本管	水道施設工事	配水本管 小規模整備工事 （その3）	東京都 23区内 及び 近接区域	ア 道路工事調整上必要な配水本管工事 イ 濁水、出水不良、漏水の予防等の局事業運営上必要な配水本管工事 ウ 再開発事業、区画整理事業等の公共事業に伴う配水本管工事 エ ア～ウの配水本管工事に付随して施工する配水小管工事	令和8年4月1日 から 令和10年3月31日 まで	4者		

※ 本予定表の内容に変更が生じる場合もあります。

令和8年度水道局給・配水管工事請負単価契約調査表

※原本1部を作成の上、写しを申込契約数だけ作成し、原本は工事希望票などと共につづり込みます。

※履行区域の適性を期するため、事業所の所在地や車両及び資器材の配備状況について、適宜、
水道局が確認を行います。

ふりがな 商号又は名称			
ふりがな 代表者名			
給水装置工事事業者	指定番号第 () 号	有効期限 (令和 年 月 日)	
所在地 電話・面積	〒 — 事務所面積 m ²		
資材置場 所在地・面積	〒 — 置場面積 m ²		
ふりがな 記入担当者名	連絡先 ()		
メールアドレス	@		

申し込む契約の整理番号を全て○で囲み、主たる履行区域の希望順位（支所単位）を記入してください。
※南部支所を希望する場合は、課まで記入のこと。

整理番号	契約件名	主たる履行区域の希望順位		
		第一	第二	第三
キ-1	配水管小規模整備工事請負単価契約	支所	支所	支所
キ-2	給水管整備及び取り出し工事請負単価契約	支所	支所	支所
キ-3	小中口径メータ引換工事等請負単価契約	支所	支所	支所
キ-4	大口径メータ引換工事等請負単価契約			
キ-維持	水道施設維持補修工事請負単価契約	支所	支所	支所
キ-本管	配水本管小規模整備工事請負単価契約			

※希望履行区域は、希望順位に従い第三位まで記入してください。
主たる履行区域については、キ-1及び維持は別紙7-1/3、キ-2及び3は別紙7-2/3を参照してください。
キ-4及び本管は23区内を発注エリアとします。
原則、主たる履行区域は第一希望とする予定ですが、特別な事情がある場合、第二・第三希望への変更をお願いする場合がございます。
また、主たる履行区域により、予定事業量が異なりますのであらかじめ了承の上、申込みください。

※水道局使用欄

受付欄	施設管理欄	漏水防止欄	給水装置欄	量水器欄

キー1、2 専任者配置予定及び資格一覧

1. 申込契約別に記入すること。
2. 主任技術者、配水管工は専任者として1名以上必要です。現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。（例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条 第2号イ、ロ又はハに 記載の実務経験を有する者→「その他」）
4. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、第16回から第20回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第15回までのスーパー配管工認定者のうち加定期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。
5. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
6. 女性技術者又は40歳以下の技術者は「○」を記入すること。

申込契約	配置予定者			現場代理人	主任技術者	配水管工 (キー1 大口径必須)	給水装置 工事主任 技術者	酸素欠乏・ 硫化水素 危険作業 主任者	貯水槽 清掃作業 監督者	配水管からの分岐穿孔 及び 配管工事に 従事する者	石綿作業 主任者	女性技術者 又は 40歳以下の技術者
キー1	1	フリガナ		○								
		氏 名										
	2	フリガナ										
		氏 名										
	3	フリガナ										
		氏 名										
	4	フリガナ										
		氏 名										
	5	フリガナ										
		氏 名										
	6	フリガナ										
		氏 名										
	7	フリガナ										
		氏 名										
	8	フリガナ										
		氏 名										
	9	フリガナ										
		氏 名										
	10	フリガナ										
		氏 名										

[illegible]

キ-3 専任者配置予定及び資格一覧

1. 主任技術者は専任者として1名以上必要。現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること。
2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 管工事施工管理技士→「管工事」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」技術士(上下水道)→「その他」)
3. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、申込締切日(令和8年1月7日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「◎」を記入すること。
4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
5. 女性技術者又は40歳以下の専任の主任技術者もしくは現場代理人は「○」を記入すること。

申込 契約	配置予定者			現場代理人	主任技術者	給水装置 工事 主任技術者	管工事施工 管理技士 (1、2級)	配管技能士 (1、2、3級)	女性技術者 又は 40歳以下の 技術者
キ ー 3	1	フリガナ		○					
		氏 名							
	2	フリガナ							
		氏 名							
	3	フリガナ							
		氏 名							
	4	フリガナ							
		氏 名							
	5	フリガナ							
		氏 名							
	6	フリガナ							
		氏 名							

キ-4 専任者配置予定及び資格一覧

1. 主任技術者は専任者として1名以上必要。現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること。
2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 管工事施工管理技士→「管工事」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はロに記載の実務経験を有する者→「その他」技術士(上下水道)→「その他」)
3. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、申込締切日(令和8年1月7日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「@」を記入すること。
4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
5. 女性技術者又は40歳以下の専任の主任技術者もしくは現場代理人は「○」を記入すること。

申込契約	配置予定者			現場代理人	主任技術者	給水装置 工事 主任技術者	管工事施工 管理技士 (1、2級)	配管技能士 (1、2、3級)	配水管工	女性技術者 又は 40歳以下の 技術者
キー 4	1	フリガナ		○						
		氏 名								
	2	フリガナ								
		氏 名								
	3	フリガナ								
		氏 名								
	4	フリガナ								
		氏 名								
	5	フリガナ								
		氏 名								
	6	フリガナ								
		氏 名								

キー維持 専任者配置予定及び資格一覧

1. 専任する資格者を記入すること。
2. 主任技術者、配水管工は専任者として1名以上必要。現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。（例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」）
4. 取得している資格に○を記入すること。ただし、第16回から第20回のスーパー配管工認定者及び第1回から第15回のスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。
5. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
6. 過去3年に現場代理人又は専任の主任技術者として水道施設維持補修工事を経験している場合は「維持」、過去5年に現場代理人又は専任の主任技術者として区部工事請負単価契約を経験している場合は「区単」と記入すること。
7. 女性技術者又は40歳以下の技術者は「○」を記入すること。

申込契約		配置予定者		現場代理人	主任技術者	配水管工 (大口径)	給水装置工 事主任技術 者	酸素欠乏・ 硫化水素危 険作業主任 者	貯水槽清掃 作業監督者	配水管から の分岐・穿 孔、配管工 事に従事す る者	石綿作業主 任者	過去3年の 現場代理人 又は専任の 主任技術者 経験	女性技術者 又は 40歳以下 の技術者
キー 維持	1	フリガナ 氏 名		○									
	2	フリガナ 氏 名											
	3	フリガナ 氏 名											
	4	フリガナ 氏 名											
	5	フリガナ 氏 名											
	6	フリガナ 氏 名											
	7	フリガナ 氏 名											

キー維持を申し込む場合で、下記の2点に当てはまる場合は記入してください。

【 φ400mm以上の施工実績 】

過去5年間（工期が1日でも含まれるもの）の当局水道施設工事（区部）における口径400mm以上の施工実績がある場合は記載ください。（下請の場合は2件記入してください。）完成図を添付してください。

	工事件名 (契約番号)	工事概要	工事期間	工事 成績 評定点	下請けの場合 元請会社名
1		管径φ ～φ	年 月 日から		
	(契約番号)	総延長 m	年 月 日まで		
2		管径φ ～φ	年 月 日から		
	(契約番号)	総延長 m	年 月 日まで		

【 φ400mm以上の施工資器材及び体制確保の可否 】

下記内容に当てはまる場合は、チェック欄にチェックを入れてください。

	チェック欄
当局水道施設工事（区部）における口径400mm以上の施工資器材を含む体制を確保可能	

キー本管 専任者配置予定及び資格一覧

1. 専任する資格者を記入すること。
2. 監理技術者、配水管工は専任者として1名以上必要。現場代理人、監理技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
3. 監理技術者の資格を有する者のみ記入すること。（例 監理技術者→「監理」）
4. 取得している資格に○を記入すること。ただし、第16回から第20回のスーパー配管工認定者及び第1回から第15回のスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。
5. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
6. 女性技術者又は40歳以下の技術者は「○」を記入すること。
7. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者については、専任者以外に配置される技術者でも可とする。

					現場代理人	監理技術者	配水管工 (大口径)	酸素欠乏・ 硫化水素危 険作業主任 者	女性技術者 又は 40歳以下 の技術者
キー 本 管	1	フリガナ			○				
		氏 名							
	2	フリガナ							
		氏 名							
	3	フリガナ							
		氏 名							
	4	フリガナ							
		氏 名							
	5	フリガナ							
		氏 名							
	6	フリガナ							
		氏 名							
	7	フリガナ							
		氏 名							

キー本管を申し込む場合で、下記の2点に当てはまる場合は記入してください。

【 φ400mm以上の施工実績 】

配水管小規模整備工事請負単価契約の実績がある者が申し込む場合、過去5年間（工期が1日でも含まれるもの）の当局水道施設工事における口径400mm以上の施工実績を記載ください。完成図を添付してください。

	工事件名 (契約番号)	工事概要	工事期間	工事 成績 評定点
案件		管径φ ～φ	年 月 日から	
	(契約番号)	総延長 m	年 月 日まで	
単契		管径φ ～φ	年 月 日から	
	(契約番号)	総延長 m	年 月 日まで	

【 給水装置等に必要な技術者の体制確保の可否 】

下記内容に当てはまる場合は、チェック欄にチェックを入れてください。

チェッ
ク欄

配水本管小規模整備工事において、専任者以外の技術者を直営及び一次下請けで体制を確保可能

キ-1、2、3、4、維持、本管 専任者以外配置予定及び資格一覧

1. 専任者として配置していない資格者を記入すること(配置予定者は、契約期間内に他の公共工事等への配置不可)。
2. 主任技術者、配水管工は専任者として1名以上必要です。主任技術者、配水管工、その他の資格者の順に氏名を記入すること。
3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
4. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、配水管工は第16回から第20回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第15回までのスーパー配管工認定者のうち加算期間更新者として認められた者はスーパー配管工欄に「○」と記入すること。また、大口径講習を受けている場合は「有」欄に、受けていない場合は「無」欄に「○」を記入すること。
なお、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士、配管技能士及び配水管工において申込締切日(令和8年1月7日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「@」を記入すること。
5. 配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録されているものに限る。
6. 専任者以外写真裏台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

[illegible]

別紙9「緊急時の対応能力」について」の提出確認					
配水管小規模整備工事	提出確認		給水管整備及び取り出し工事	提出確認	
	有	無		有	無
小中口径メータ引換工事	提出確認		大口径メータ引換工事	提出確認	
	有	無		有	無
水道施設維持補修工事	提出確認		配水本管小規模整備工事	提出確認	
	有	無		有	無

※提出確認欄の有無を○で囲んでください。

資機材自社保有量（常時リースを含む。）及び調達時間					
資機材	自社保有量	調達時間	資機材	自社保有量	調達時間
砂	m ³	時間	ナール分水栓用穿孔機	台	
碎石	m ³	時間	割T字管用穿孔機	台	
常温合材	m ³	時間	キールカッター	台	時間
カッター（20cm以上）	台	時間	カラーコーン	個	時間
カッター（20cm以下）	台	時間	セフティーコーン	個	時間
ダンプトラック	台		バリケード	個	時間
小型トラック	台		照明灯	個	時間
ライトバン	台		黄色回転灯	個	時間
軽トラック	台		黄色注意灯	個	時間
クレーン装置付トラック	台	時間	工事標示板	枚	時間
クレーン車	台	時間	工事標示板 （高輝度反射）	枚	時間
バックホウ（小型）	台	時間	内照式工事標示板	枚	時間
〃（大型）	台	時間	工事予告板	枚	時間
ジャンボブレーカー	台	時間	迂回案内板	枚	時間
ブレーカ	台	時間	警戒標識	枚	時間
ランマー、タンバ	台	時間	木矢板	枚	時間
コンプレッサー	台	時間	（腹起・梁材含む。）		
ベルトコンベア	台	時間	鋼矢板	枚	時間
水中ポンプ3吋	台	時間	覆工板（軽量）	枚	時間
水中ポンプ4吋	台	時間	自社で施工できる 1日当りの舗装面積	簡易舗装	m ²
酸素濃度測定器	台	時間		中級舗装	m ²
酸欠等安全器具	式			高級舗装	m ²
発電機	台	時間		特殊舗装	m ²

※資機材をリースしている場合は、（リース）と記入してください。

【災害協定の締結有無・災害派遣実績】

当局と次の災害協定を締結している団体に加盟している方は、締結団体を○で囲み、チェック欄にチェックを入れてください。

対象契約	災害協定名称	締結団体	協定締結	過去5年間 災害派遣実績※1
キー 1, 2, 維持, 本 管	災害時における応急対策業務に関する細目協定	都建協・都中建		
	応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定	東京都管工事工業協同組合 東京都水道請負工事連絡会 東京都水道事業者協会 三多摩管工事協同組合		
	災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定			
	災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定	東空衛		
	震災等非常災害時における水道工事事用材料の供給に関する協定	ダク協・ダク異形・ パルプ工業・鋼管協会		

※1災害派遣工事の工事請負契約書の写しを添付してください。

対象契約	災害協定	協定締結先	協定名
キー本管 （単契実績以外）	その他東京都と締結している災害時における応急措置の協力に関する協定※2		

※2災害協定書の内容がわかる資料（協定書等）を添付してください。

【 単 価 契 約 工 事 実 績 】

①から⑤までの実績がある場合は、主たる履行区域の支所を記入してください。※南部支所の場合は、課まで記入のこと。⑥及び⑦は、実績の有無を○で囲んでください。

契約件名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 水道施設維持補修工事請負単価契約	支所	支所	支所
② 水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）	支所	支所	支所
③ 配水管小規模整備工事請負単価契約	支所	支所	支所
④ 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約	支所	支所	支所
⑤ 小中口径メータ引換工事等請負単価契約	支所	支所	支所
⑥ 大口径メータ引換工事等請負単価契約	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
⑦ 配水本管小規模整備工事請負単価契約		有 ・ 無	有 ・ 無
⑧ その他（ ）	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

※⑦の単価契約工事の実績がある場合は、契約書の表紙の写しを添付してください。

※①～⑥の単価契約工事は、契約書の表紙の写しを添付する必要はありません。

【 緊 急 施 行 工 事 実 績 】

令和5年4月1日から令和7年12月31日までに、当局発注の災害時における緊急施行工事を完了した実績がある方のみ記入してください。（「令和6年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事」及び「当局単価契約工事」は含まない。）

施工実績の件名	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

※別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」を参考にして、実績を証明する書類を添付してください。

【 ステンレス鋼管による配水管からの分岐穿孔及び配管工事の実績 】

配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約、又は水道施設維持補修工事請負単価契約を希望する方で、【単価契約工事実績】の①から④までの実績がない方のみ記入してください。

工事の種類（記号を○で囲む。）	施工実績の件名	工 事 期 間
ア 当局発注工事	_____	年 月 日
イ 他官公庁発注工事	_____	から
ウ 民間発注 （ア、イの下請負を含む。）	_____	年 月 日
エ 民間発注 （指定事業者施行の下請負を除く。）	_____	まで
	（ウの下請負の場合は元請負も記入）	

※別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」を参考にして、実績を証明する書類を添付してください。

【 適格請求書（インボイス）発行事業者 】

適格請求書（インボイス）発行事業者の方は登録番号を記載してください。

登録番号 例：（T1234567891011）	
-------------------------	--

※適格請求書発行事業者の要否は、総合評価点や契約等への影響はありません。

【総 価 契 約 案 件 工 事 実 績】

次のいずれかの条件に当てはまる場合は記入してください。

ア 配水管小規模整備工事請負単価契約を、別紙1「令和8年度（区部）見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件③又は④」で申し込む場合
イ 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約を、別紙1「令和8年度（区部）見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件②又は③」で申し込む場合
ウ 大口径メータ引換工事等請負単価契約を、別紙1「令和8年度（区部）見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件②」で申し込む場合
エ 水道施設維持補修工事請負単価契約を、別紙1「令和8年度（区部）見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件③かつ⑤」で申し込む場合
オ 水道施設維持補修工事請負単価契約を、別紙1「令和8年度（区部）見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件④かつ⑤」で申し込む場合
カ 配水本管小規模整備工事請負単価契約を、別紙1「令和8年度（区部）見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件②」で申し込む場合
キ 契約金額とは、契約変更の最終金額とする。

	工事件名 (契約番号) (契約金額 千円)	工事概要	工事期間	工事 成績 評定点	下請けの場合元請会 社名
1	(契約番号) (契約金額 千円)	管径φ ～φ	年 月 日から 年 月 日まで		
		総延長 m			
		新設数 (条件オ) 個			
2	(契約番号) (契約金額 千円)	管径φ ～φ	年 月 日から 年 月 日まで		
		総延長 m			
		新設数 (条件オ) 個			
3	(契約番号) (契約金額 千円)	管径φ ～φ	年 月 日から 年 月 日まで		
		総延長 m			
		新設数 (条件オ) 個			
4	(契約番号) (契約金額 千円)	管径φ ～φ	年 月 日から 年 月 日まで		
		総延長 m			
		新設数 (条件オ) 個			
5	(契約番号) (契約金額 千円)	管径φ ～φ	年 月 日から 年 月 日まで		
		総延長 m			
		新設数 (条件オ) 個			
6	(契約番号) (契約金額 千円)	管径φ ～φ	年 月 日から 年 月 日まで		
		総延長 m			
		新設数 (条件オ) 個			
7	(契約番号) (契約金額 千円)	管径φ ～φ	年 月 日から 年 月 日まで		
		総延長 m			
		新設数 (条件オ) 個			
8	(契約番号) (契約金額 千円)	管径φ ～φ	年 月 日から 年 月 日まで		
		総延長 m			
		新設数 (条件オ) 個			
9	(契約番号) (契約金額 千円)	管径φ ～φ	年 月 日から 年 月 日まで		
		総延長 m			
		新設数 (条件オ) 個			
10	(契約番号) (契約金額 千円)	管径φ ～φ	年 月 日から 年 月 日まで		
		総延長 m			
		新設数 (条件オ) 個			

※別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」を参考にして、実績を証明する書類を添付してください。
※条件ア・カは、令和3年4月1日以降施工し、令和7年12月31日までに成績評定が通知された案件すべてを記入してください。
※条件イ・ウ・エは、令和5年4月1日以降施工し、令和7年12月31日までに成績評定が通知された案件すべてを記入してください。
※条件オは、令和5年4月1日以降施工し、令和7年12月31日までに成績評定が通知された案件すべてを記入してください。
また、当該案件の水道附属施設新設個数も併せて記入してください。
※記入する案件が11件以上ある場合は、別紙3－10/10を複数枚使用してください。

キ-1、2 専任者配置予定及び資格一覧(記入例)

1. 申込契約別に記入すること。
2. 主任技術者、配水管工は専任者として1名以上必要。現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条 第2号イ、ロ又はハに 記載の実務経験を有する者→「その他」)
4. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、第16回から第20回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第15回までのスーパー配管工認定者のうち加点期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。
5. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
6. 女性技術者又は40歳以下の技術者は「○」を記入すること。

申込契約	配置予定者	現場代理人	主任技術者	配水管工	給水装置 工事主任 技術者	酸素欠乏・ 硫化水素 危険作業 主任者	貯水槽 清掃作業 監督者	配水管から の分岐穿孔 及び 配管工事に 従事する者	石綿作業 主任者	女性技術 者 又は 40歳以下 の技術者
キ-1	フリガナ サトウ イチロウ 氏 名 佐藤 一郎	○		○				○		
	フリガナ スズキ ジロウ 氏 名 鈴木 二郎		その他	○		○			○	
	フリガナ タカハシ サブロウ 氏 名 高橋 三郎		監理		○					
	フリガナ タナカ シロウ 氏 名 田中 四郎		1級土木							○
	フリガナ イトウ ユイ 氏 名 伊藤 結衣		その他	S						○
	フリガナ 氏 名									
	フリガナ 氏 名									
	フリガナ 氏 名									
	フリガナ 氏 名									
	フリガナ 氏 名									

①現場代理人、②主任技術者、③配水管工の優先順位で記載すること。専任者以外の資格者は、別紙3-6/10に記載すること。

この欄には、主任技術者としての資格を記載すること(主任技術者でない場合は空欄)。

監理技術者、一級(二級)土木施工管理技士以外で主任技術者になる場合は、「その他」を選択すること
例:
鈴木二郎(実務経験10年)
⇒「その他」を選択する。
伊藤結衣(一級土木施工管理技士補)
⇒「その他」を選択する。

取得している資格全てに「○」を付けること。
スーパー配管工認定者には、「S」を付けること。

上記6の条件に該当する場合は、場合は「○」をつ付けること。
例:
田中四郎(33歳男性)⇒「○」を付ける。
伊藤結衣(28歳女性)⇒「○」を付ける。

キ-2	フリガナ ワタナベ イチロウ 氏 名 渡辺 一郎	○		S						
	フリガナ ヤマモト ジロウ 氏 名 山本 二郎		2級土木							
	フリガナ ナカムラ サブロウ 氏 名 中村 三郎		その他		○		○			
	フリガナ コバヤシ シロウ 氏 名 小林 四郎		その他	○						○
	フリガナ 氏 名									
	フリガナ 氏 名									
	フリガナ 氏 名									
	フリガナ 氏 名									
	フリガナ 氏 名									
	フリガナ 氏 名									

①現場代理人、②主任技術者、③配水管工の優先順位で記載すること。専任者以外の資格者は、別紙3-6/10に記載すること。

この欄には、主任技術者としての資格を記載すること(主任技術者でない場合は空欄)。

監理技術者、一級(二級)土木施工管理技士以外で主任技術者になる場合は、「その他」を選択すること
例:
中村三郎(実務経験10年)
⇒「その他」を選択する。
小林四郎(一級土木施工管理技士補)
⇒「その他」を選択する。

取得している資格全てに「○」を付けること。
スーパー配管工認定者には、「S」を付けること。

上記6の条件に該当する場合は、場合は「○」をつ付けること。
例:
小林四郎(32歳男性)⇒「○」を付ける。

キー3 専任者配置予定及び資格一覧(記入例)

- 主任技術者は専任者として1名以上必要。現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること。
- 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 管工事施工管理技士→「管工事」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
- 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、申込締切日(令和8年1月7日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「⑩」を記入すること。
- 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
- 女性技術者又は40歳以下の専任の主任技術者もしくは現場代理人は「○」を記入すること。

申込契約		配置予定者	現場代理人	主任技術者	給水装置 工事 主任技術者	管工事施工 管理技士 (1、2級)	配管技能士 (1、2、3級)	女性技術者 又は 40歳以下の 技術者
キー3	1	フリガナ 氏 名 カトウ 加藤 ミサキ 美咲	○	給主	○			○
	2	フリガナ 氏 名 ヨシダ 吉田 ジロウ 二郎		管工事		⑩		
	3	フリガナ 氏 名						
	4	フリガナ 氏 名						
	5	フリガナ 氏 名						
	6	フリガナ 氏 名						

①現場代理人、②主任技術者の優先順位で記載すること。専任者以外の資格者は、別紙3-6/10に記載すること。

この欄には、主任技術者としての資格を記載すること(主任技術者でない場合は空欄)。

取得している資格全てに「○」を付けること。契約締切日(令和8年1月7日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「⑩」を記入すること。

上記5の条件に該当する場合は、場合は「○」をつ付けること。
例:
加藤美咲(37歳女性)⇒「○」を付ける。

キー4 専任者配置予定及び資格一覧(記入例)

- 主任技術者は専任者として1名以上必要。現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること。
- 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 管工事施工管理技士→「管工事」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
- 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、申込締切日(令和8年1月7日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「⑩」を記入すること。
- 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
- 女性技術者又は40歳以下の専任の主任技術者もしくは現場代理人は「○」を記入すること。

申込契約		配置予定者	現場代理人	主任技術者	給水装置 工事 主任技術者	管工事施工 管理技士 (1、2級)	配管技能士 (1、2、3級)	配水管工	女性技術者 又は 40歳以下の技 術者
キー4	1	フリガナ 氏 名 ヤマダ 山田 イチロウ 一郎	○						○
	2	フリガナ 氏 名 ササキ 佐々木 ジロウ 二郎		監理		○		⑩	
	3	フリガナ 氏 名							
	4	フリガナ 氏 名							
	5	フリガナ 氏 名							
	6	フリガナ 氏 名							

①現場代理人、②主任技術者の優先順位で記載すること。専任者以外の資格者は、別紙3-6/10に記載すること。

この欄には、主任技術者としての資格を記載すること(主任技術者でない場合は空欄)。

取得している資格全てに「○」を付けること。契約締切日(令和8年1月7日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「⑩」を記入すること。

上記5の条件に該当する場合は、場合は「○」をつ付けること。
例:
山田一郎(37歳男性)⇒「○」を付ける。

キー維持 専任者（配置予定及び資格一覧（記入例）

- 1. 専任する資格者を記入すること。
- 2. 主任技術者、配水管工は専任者として1名以上必要。現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
- 3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。（例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」）
- 4. 取得している資格に○を記入すること。ただし、第16回から第20回のスーパー配管工認定者及び第1回から第15回のスーパー配管工認定者のうち、加定期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。
- 5. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
- 6. 過去3年に現場代理人又は専任の主任技術者として水道施設維持補修工事を経験している場合は「維持」、過去5年に現場代理人又は専任の主任技術者として区部工事請負単価契約を経験している場合は「区単」と記入すること。
- 7. 女性技術者又は40歳以下の技術者は「○」を記入すること。

申込契約	配置予定者	現場代理人	主任技術者	配水管工	給水装置工事主任技術者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	貯水槽清掃作業監督者	配水管からの分岐・穿孔、配管工事に従事する者	石綿作業主任者	過去3年の現場代理人又は専任の主任技術者経験	女性技術者又は40歳以下の技術者
キー維持	1 フリガナ ナカタ イチロウ 氏 名 中田 一郎	○		○		○	○			維持	○
	2 フリガナ イノウエ ジロウ 氏 名 井上 二郎		監理	○							
	3 フリガナ キムラ ハナコ 氏 名 木村 花子		2級土木		○				○		○
	4 フリガナ オガワ サブロウ 氏 名 小川 三郎			S				○		区単	
	5 フリガナ コバヤシ マコト 氏 名 小林 誠		その他								
	6 フリガナ 氏 名										
	7 フリガナ 氏 名										

①現場代理人、②主任技術者、③配水管工の優先順位で記載すること。専任者以外の資格者は、別紙3-6/10に記載すること。

この欄には、主任技術者としての資格を記載すること（主任技術者でない場合は空欄）。

取得している資格全てに「○」を付けること。スーパー配管工認定者には、「S」を付けること。

上記6. の条件に該当する場合は、「維持」または「区単」と記入すること。

上記7. の条件に該当する場合は、場合は「○」を付けること。
例：
中田一郎（35歳男性）⇒「○」を付ける。
木村花子（32歳女性）⇒「○」を付ける。

【 φ400mm以上の施工実績 】

過去5年間（工期が1日でも含まれるもの）の当局水道施設工事（区部）における口径400mm以上の施工実績がある場合は記載ください。（下請の場合は2件記入してください。）完成図を添付してください。

	工事件名 (契約番号)	工事概要	工事期間	工事成績 評定点	下請けの場合 元請会社名
1		管径φ ～ φ	年 月 日から		
	(契約番号)	総延長 m	年 月 日まで		
2		管径φ ～ φ	年 月 日から		
	(契約番号)	総延長 m	年 月 日まで		

元請けとしてφ400mm以上の施工実績が3件以上ある場合は、代表1件のみの記入で構いません。

下請けの場合は、2件の実績が必要。

【 φ400mm以上の施工資器材及び体制確保の可否 】

キー維持を申し込む場合で、下記内容に当てはまる場合は、チェック欄にチェックを入れてください。

当局水道施設工事（区部）における口径400mm以上の施工資器材を含む体制を確保可能	チェック欄
---	-------

申込時点で体制確保可能な場合はチェックを入れる。

キー本管 専任者配置予定及び資格一覧

- 1. 専任する資格者を記入すること。
- 2. 監理技術者、配水管工は専任者として1名以上必要。現場代理人、監理技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
- 3. 監理技術者の資格を有する者のみ記入すること。（例 監理技術者→「監理」）
- 4. 取得している資格に○を記入すること。ただし、第16回から第20回のスーパー配管工認定者及び第1回から第15回のスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。
- 5. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
- 6. 女性技術者又は40歳以下の技術者は「○」を記入すること。
- 7. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者については、専任者以外に配置される技術者でも可とする。

				現場代理人	監理技術者	配水管工 (大口径)	酸素欠乏・ 硫化水素危 険作業主任 者	女性技術者 又は 40歳以下 の技術者
キー 本 管	1	フリガナ 氏 名	ナカタ 中田	イチロウ 一郎	○		○	○
	2	フリガナ 氏 名	イノウエ 井上	ジロウ 二郎	監理			
	3	フリガナ 氏 名	キムラ 木村	ハナコ 花子			○	○
	4	フリガナ 氏 名	オガワ 小川	サブロウ 三郎		S		
	5	フリガナ 氏 名						
	6	フリガナ 氏 名						

①現場代理人、②主任技術者、③配水管工の優先順位で記載すること。専任者以外の資格者は、別紙3-6/10に記載すること。

この欄には、監理技術者としての資格を記載すること（監理技術者でない場合は空欄）。

取得している資格全てに「○」を付けること。スーパー配管工認定者には、「S」を付けること。

上記6. の条件に該当する場合は、場合は「○」を付けること。
例：
中田一郎(35歳男性)⇒「○」を付ける。
木村花子(45歳女性)⇒「○」を付ける。

キー本管を申し込む場合で、下記の2点に当てはまる場合は記入してください。

【 φ400mm以上の施工実績 】

配水管小規模整備工事請負単価契約の実績がある者が申し込む場合、過去5年間（工期が1日でも含まれるもの）の当局水道施設工事における口径400mm以上の施工実績を記載ください。完成図を添付してください。

	工事件名 (契約番号)	工事概要	工事期間	工事 成績 評定点
案件		管径φ ～φ	年 月 日から	
	(契約番号)	総延長		
単契				
	(契約番号)	総延長 m	年 月 日まで	

配水管小規模整備工事実績がある者として申し込む場合に記入。案件及び単契で400mm以上(本管)実績の確認を行うため。

【 給水装置等に必要な技術者の体制確保の可否 】

下記内容に当てはまる場合は、チェック欄にチェックを入れてください。

配水本管小規模整備工事において、専任者以外の技術者を直営及び一次下請けで体制を確保可能	チェック欄
---	-------

キー1、2、3、4、維持、本管 専任者以外配置予定及び資格一覧(記入例)

- 専任者として配置していない資格者を記入すること(配置予定者は、契約期間内に他の公共工事等への配置不可)。
- 主任技術者、配水管工、その他の資格者の順に氏名を記入すること。
- 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
- 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、配水管工は第16回から第20回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第15回までのスーパー配管工認定者のうち加算期間更新者として認められた者はスーパー配管工欄に「○」と記入すること。また、大口径講習を受けている場合は「有」欄に、受けていない場合は「無」欄に「○」を記入すること。
- なお、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士、配管技能士及び配水管工において申込締切日(令和8年1月7日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「⑩」を記入すること。
- 配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録されているものに限る。
- 専任者以外写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

配置予定者				キー1,2,維持,本管 (※評価点対象外) (※本管は監理技術者のみ記入)	キー1,2,4,維持,本管 配水管工 (キー1、2、維持、本管は評価点対象外) (キー4は評価点対象)			キー1~4,維持 給水装置工事主任技術者	キー1,2,維持,本管 酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	キー1,2,維持 貯水槽清掃作業 配水管からの分岐 穿孔及び配管工事 に従事する者			石綿作業主任者	キー3,4 管工事施工管理技士 (1、2、3級)	
申込契約	フリガナ	氏名	氏名		スーパー配管工	大口径 有	大口径 無								
専任者以外	1	フリガナ	イノウエ	イチロウ	監理		○								
	氏名	井上	一郎												
	2	フリガナ	キムラ	ジロウ	その他								○		
	氏名	木村	二郎												
	3	フリガナ	ハヤシ	サブロウ		○	○					○			
	氏名	林	三郎												
	4	フリガナ	サイトウ	シロウ					○		○	○			
	氏名	斎藤	四郎												
	5	フリガナ	シミズ	ゴロウ	その他				○					○	
	氏名	清水	五郎												
	6	フリガナ	ヤマザキ	ロクロウ				○	⑩						
	氏名	山崎	六郎												
	7	フリガナ	アベ	シチロウ											
	氏名	阿部	七郎												
	8	フリガナ	モリ	ハチロウ	監理技術者、一級(二級)土木施工管理技士 以外で主任技術者になる場合は、「その他」を選択すること 例: 木村二郎(一級土木施工管理技士補) ⇒「その他」を選択する。 清水五郎(実務経験10年) ⇒「その他」を選択する。								○		
氏名	森	八郎													
フリガナ	イケダ	クロウ													
9	氏名	池田	九郎											⑩	
フリガナ	ハシモト	ジュウロウ													
10	氏名	橋本	十郎												○
11	フリガナ														
氏名															
12	フリガナ														
氏名															
13	フリガナ														
氏名															
14	フリガナ														
氏名															
15	フリガナ														
氏名															

この欄には、主任技術者としての資格を記載すること(主任技術者でない場合は空欄)。

①主任技術者、②配水管工の優先順位で記載すること。
専任者として配置する資格者は、この用紙には記載しないこと。

各契約で要件として必要な、又は評価点対象となる資格を有している場合は、「○」を付けること。
給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士及び配管技能士において、契約締切日(令和8年1月7日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「⑩」を記入すること。

キー

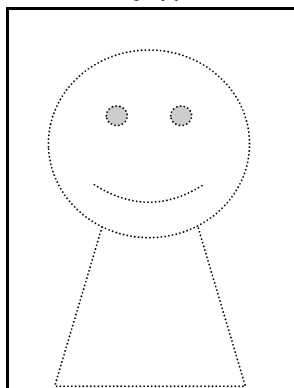
専任者写真台帳兼資格一覧

注意事項

- 1) 申込契約ごとに、2部ずつ専任者写真台帳兼資格一覧を作成すること。ただし、そのうちの1部はカラーコピーでも可とする。
- 2) 写真は、6ヶ月以内にカラーで撮影したものとする。
なお、デジタルカメラで撮影したものは、資格者の顔が完全に判別できるものに限る(画像のアスペクト比は変更しないこと。)
- 3) 専任者写真台帳兼資格一覧には、専任者として配置する資格者を記入すること。
なお、専任者は、他の契約との兼務はできない(同一契約内で複数の資格者として配置することは可能。)
- 4) 各資格者は、本契約申込締切日(令和8年1月7日。以下「申込締切日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。
- 5) 主任技術者については、建設業法第7条2項に該当する内容をプルダウンより選択する事。なお、「その他(経歴、技術士など)」とは、実務経験や建設業法における配置技術者となり得る国家資格等に該当する者。
- 6) キー3、キー4、については、給水装置工事主任技術者の資格をもって主任技術者として配置することができる。ただし、申込締切日時点で資格取得後1年以上の実務経験を有すること。
- 7) キー1、キー維持、キー本管に配置する配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者とする。ただし、配水管技能者登録証の更新時には、大口径実技講習会を受講し、大口径管技能者登録証の発行を受けていること。
また、キー2、キー4に配置する配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径又は一般・耐震)されている者とする。
- 8) 配水管工の資格者で、第16回から第20回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第15回までのスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた者は、配水管工における資格の有無欄に「S」を記入すること。
- 9) キー3、キー4においては、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士(1、2級)、配管技能士(1～3級)又は配水管工(キー4のみ)が資格取得後10年以上の実務経験を有する場合、評価点の対象となる。そのため、証書を再発行した経緯があるものについては、資格取得日が確認できる書類を添付すること。
また、1級又は2級の資格取得後10年に満たないが、2級又は3級の資格取得後10年以上の実務経験を有する場合は、その証書を添付すること。
- 10) 別紙3「専任者配置予定及び資格一覧」の順に整理すること。
- 11) 専任者写真台帳兼資格一覧が1つの契約で複数枚にわたる場合は、申込契約ごとに、右上に通し番号を振ること。

キー1 専任者写真台帳兼資格一覧 (1 /)

写 真

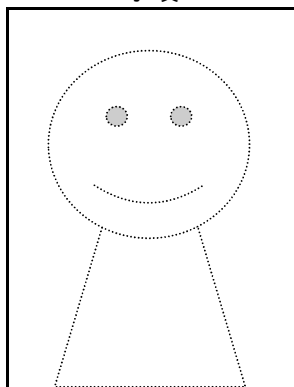


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
現場代理人	○		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込み できません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真

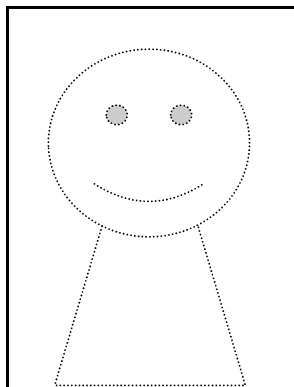


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込み できません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真



フリガナ

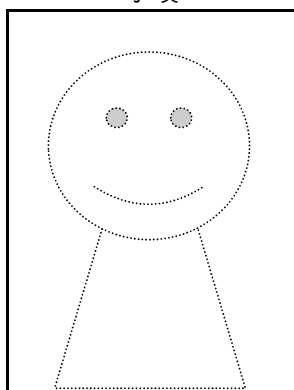
氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込み できません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

キ-1 専任者写真台帳兼資格一覧

(2 /)

写 真

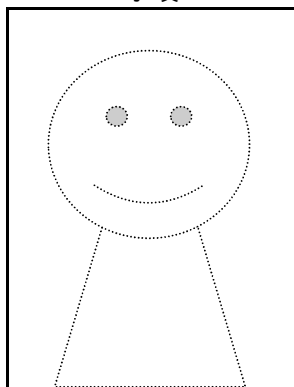


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真

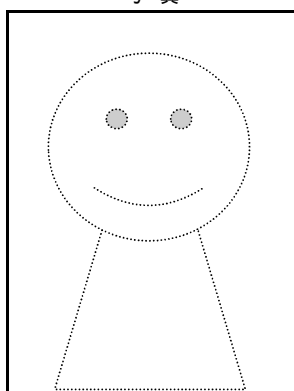


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真



フリガナ

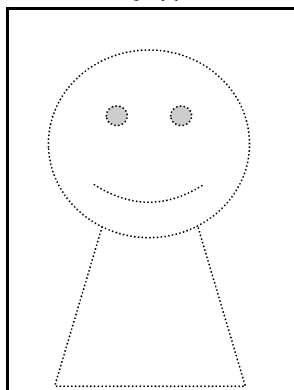
氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

キ-2 専任者写真台帳兼資格一覧

(1 /)

写 真

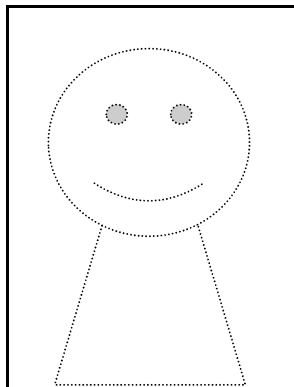


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等チェック	備 考	
現場代理人	○		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者				
貯水槽清掃作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真

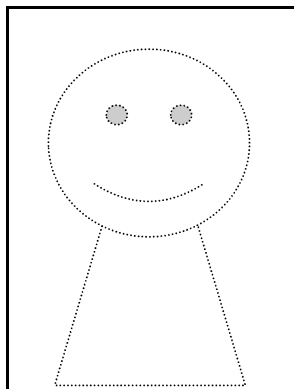


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者				
貯水槽清掃作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真



フリガナ

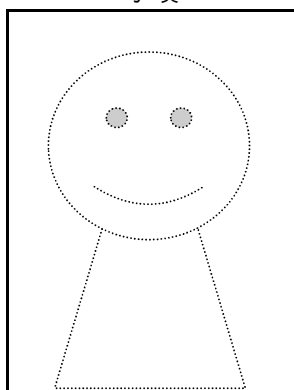
氏名

	資格の有無	有効期限等チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者				
貯水槽清掃作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

キ-2 専任者写真台帳兼資格一覧

(2 /)

写 真

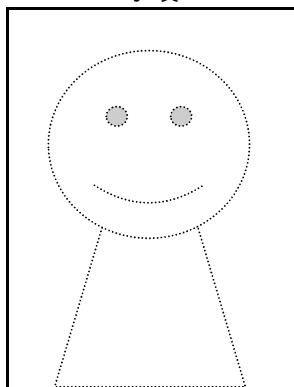


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真

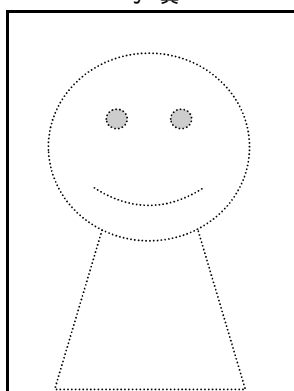


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真



フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

キー3

専任者写真台帳兼資格一覧

(1 /)

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
現場代理人	○		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				

写 真

フリガナ

氏名

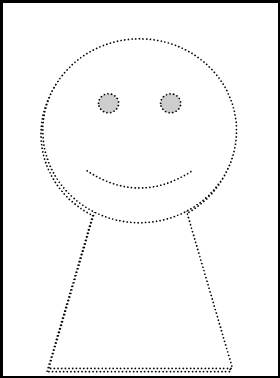
	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				

キー3

専任者写真台帳兼資格一覧

(2 /)

写 真

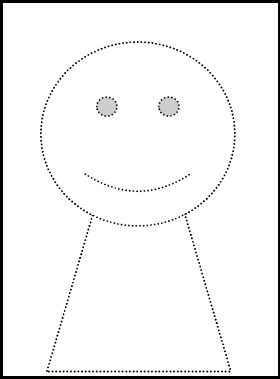


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				

写 真

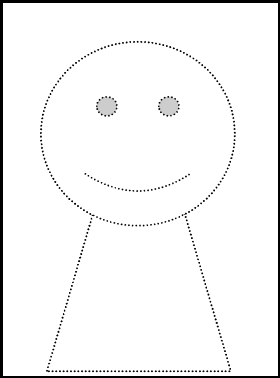


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				

写 真



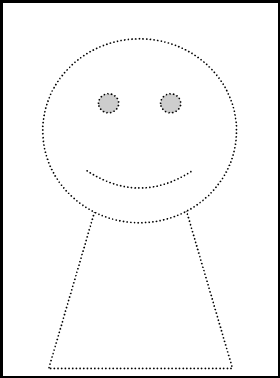
フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				

キー4 専任者写真台帳兼資格一覧 (1 /)

写 真

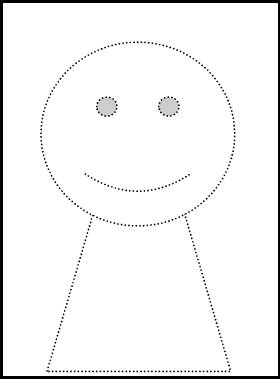


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
現場代理人	○		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				
配水管工				

写 真

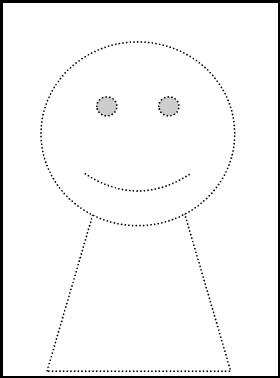


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				
配水管工				

写 真



フリガナ

氏名

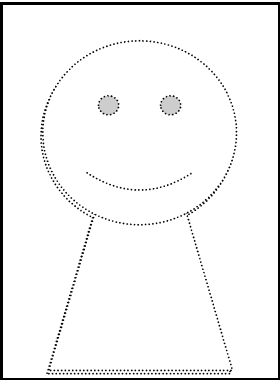
	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				
配水管工				

キー4

専任者写真台帳兼資格一覧

(2 /)

写 真

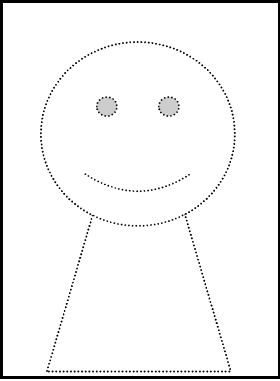


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				
配水管工				

写 真

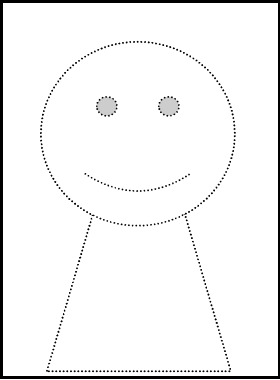


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				
配水管工				

写 真



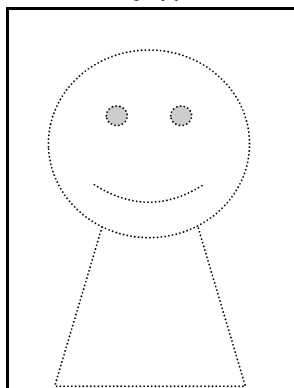
フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				
配水管工				

キー維持 専任者写真台帳兼資格一覧 (1 /)

写 真

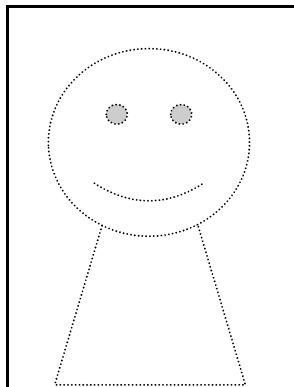


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
現場代理人	○		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真

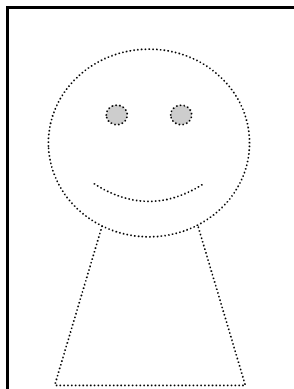


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真



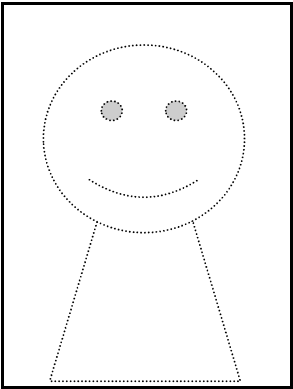
フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

キー維持 専任者写真台帳兼資格一覧 (2 /)

写 真

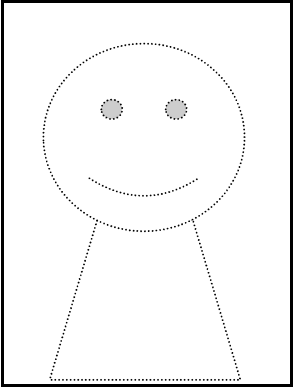


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真

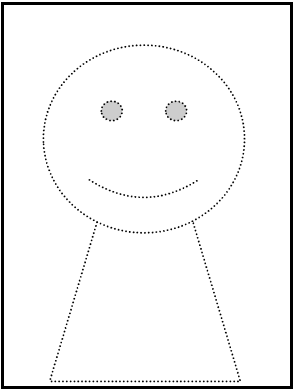


フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真



フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

キ一本管 専任者写真台帳兼資格一覧 (1 /)

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考
現場代理人	○		申込契約ごとに1名
監理技術者			
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考
監理技術者			
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考
監理技術者			
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。

キ一本管 専任者写真台帳兼資格一覧 (2 /)

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考
監理技術者			
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考
監理技術者			
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
監理技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	

キー1、2、3、4、維持、本管

専任者以外写真台帳兼資格一覧

注意事項

- 1) 専任者以外写真台帳兼資格一覧を、原本1部に加えて申込契約数分だけ作成すること。ただし、原本以外はカラーコピーでも可とする。
- 2) 写真は、6ヶ月以内にカラーで撮影したものとする。
なお、デジタルカメラで撮影したものは、資格者の顔が完全に判別できるものに限る(画像のアスペクト比は変更しないこと。)
- 3) 専任者以外写真台帳兼資格一覧には、専任者以外の資格者を記入すること。
- 4) 各資格者は、本契約申込締切日(令和8年1月7日。以下「申込締切日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。
- 5) 主任技術者については、建設業法第7条2項に該当する内容をプルダウンより選択する事。なお、「その他(経歴、技術士など)」とは、実務経験や建設業法における配置技術者となり得る国家資格等に該当する者。
- 6) 配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者は全契約に配置できる技術者とする。ただし、配水管技能者登録証の更新時には、大口径実技講習会を受講し、大口径管技能者登録証の発行を受けていること。
また、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径又は一般・耐震)されている者はキー2のみでの技術者とする。
- 7) 配水管工の資格者で、第16回から第20回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第15回までのスーパー配管工認定者のうち、加算期間更新者として認められた者は、配水管工における資格の有無欄に「S」を記入すること。
- 8) キー3、キー4においては、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士(1、2級)、配管技能士(1～3級)又は配水管工(キー4のみ)が資格取得後10年以上の実務経験を有する場合、評価点の対象となる。そのため、証書を再発行した経緯があるものについては、資格取得日が確認できる書類を添付すること。
また、1級又は2級の資格取得後10年に満たないが、2級又は3級の資格取得後10年以上の実務経験を有する場合は、その証書を添付すること。
- 9) 別紙3－6／10「専任者以外配置予定及び資格一覧」の順に整理すること。
- 10) 専任者以外写真台帳兼資格一覧が複数枚にわたる場合は、右上に通し番号を振ること。

キー1、2、3、4、維持、本管 専任者以外写真台帳兼資格一覧 （ 1／ ）

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容 (キー1,2,維持,本管)	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			キー1、2、3、4、維持	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管	
貯水槽清掃 作業監督者			キー1、2、維持	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			キー3、4	
配管技能士(1、2、3級)				

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容 (キー1,2,維持,本管)	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			キー1、2、3、4、維持	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管	
貯水槽清掃 作業監督者			キー1、2、維持	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			キー3、4	
配管技能士(1、2、3級)				

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容 (キー1,2,維持,本管)	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			キー1、2、3、4、維持	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管	
貯水槽清掃 作業監督者			キー1、2、維持	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			キー3、4	
配管技能士(1、2、3級)				

キー1、2、3、4、維持、本管 専任者以外写真台帳兼資格一覧 （ 2／ ）

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容 (キー1,2,維持,本管)	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			キー1、2、3、4、維持	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管	
貯水槽清掃 作業監督者			キー1、2、維持	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			キー3、4	
配管技能士(1、2、3級)				

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容 (キー1,2,維持,本管)	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			キー1、2、3、4、維持	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管	
貯水槽清掃 作業監督者			キー1、2、維持	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			キー3、4	
配管技能士(1、2、3級)				

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容 (キー1,2,維持,本管)	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			キー1、2、3、4、維持	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管	
貯水槽清掃 作業監督者			キー1、2、維持	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			キー3、4	
配管技能士(1、2、3級)				

契約書、注文書、請書等の写しの例示

発 注	工 事 実 績	添 付 書 類
東 京 都 発 注	・水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）又は水道施設維持補修工事請負単価契約 ・水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事） ・配水管小規模整備工事請負単価契約 ・給水管整備及び取り出し工事請負単価契約 ・小中口径メータ引換工事等請負単価契約 ・大口径メータ引換工事等請負単価契約 ・配水本管小規模整備工事請負単価契約	・添付書類不要
	・その他当局発注の工事請負単価契約	・契約書の表紙の写し
	・総価契約案件工事	・契約書の表紙の写し及び成績評定通知書の写し ・下請負により施工した場合は、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の写し
	・総価契約案件工事 （水道施設維持補修工事請負単価契約を、別紙1「令和8年度（区部）見積合せ参加資格」の「工事实績及び技術力に関する資格要件④」で申し込む場合）	・契約書の表紙の写し、成績評定通知書の写し及び完成図一枚目（総括数量表）の写し※ ・下請負により施工した場合は、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図及び下請負契約書等の写し（本管実績のみ）
	・配水管布設替工事で給水管取付替工事を含むもの	・契約書の表紙の写し ・下請負により施工した場合は、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の写し ・施工内容を確認できる仕様書等の写し
	・災害時における緊急施行工事	・契約書の表紙の写し
他 官 庁 発 注	・〇〇市給水管整備工事等	・契約書の表紙の写し及び工事数量表等の写し
事 業 者 施 行	・指定事業者施行による給水管取り出し工事 （〇〇邸給水管引き込み工事一式）	・契約書又は注文書及び請書の写し ・施工内容等を確認できる仕様書等の写し

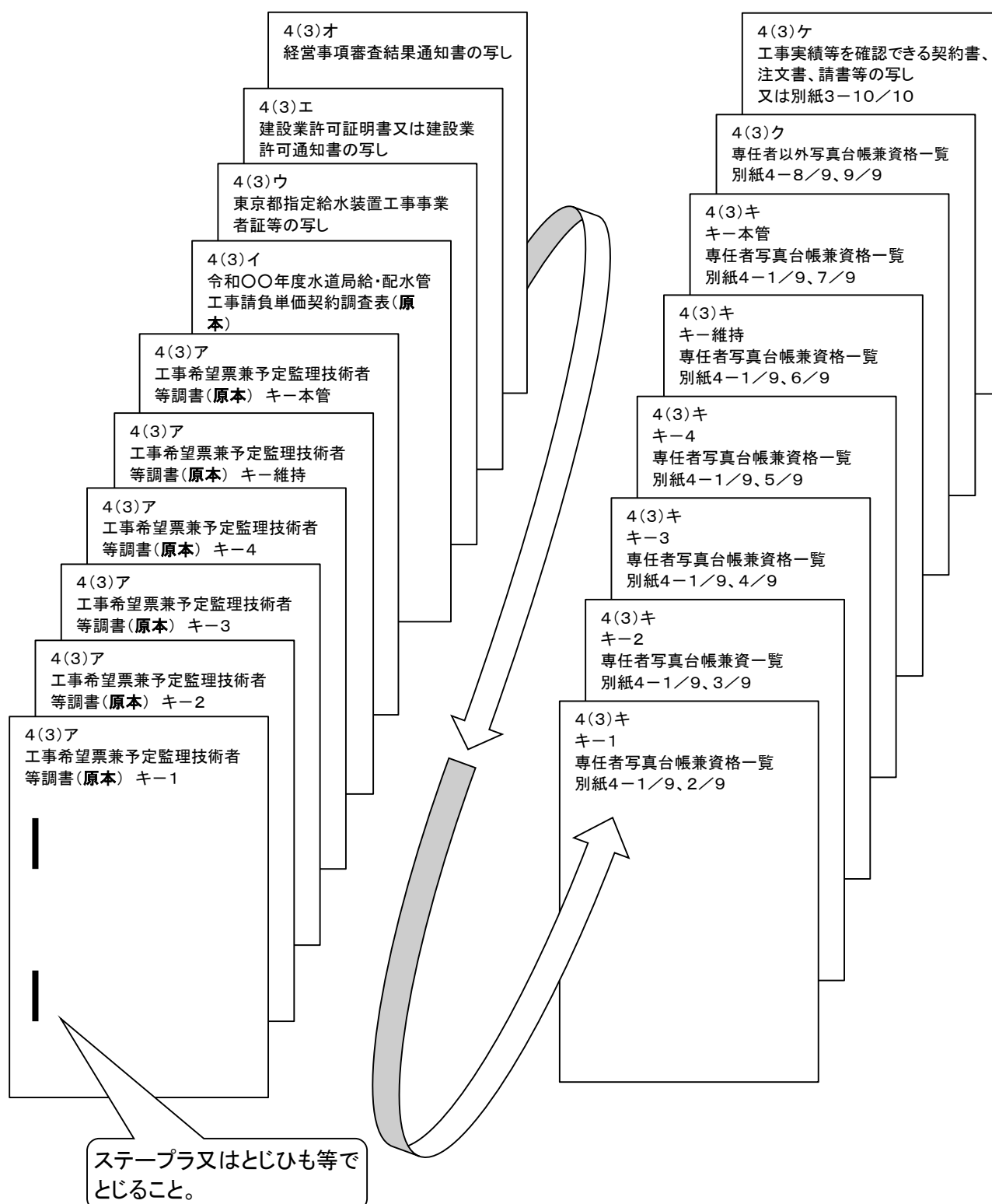
※ 過去5年間に施工したEランク以上の全ての工事案件分を添付してください。

提出書類のとり方

1 申込書類(原本)として提出するもの

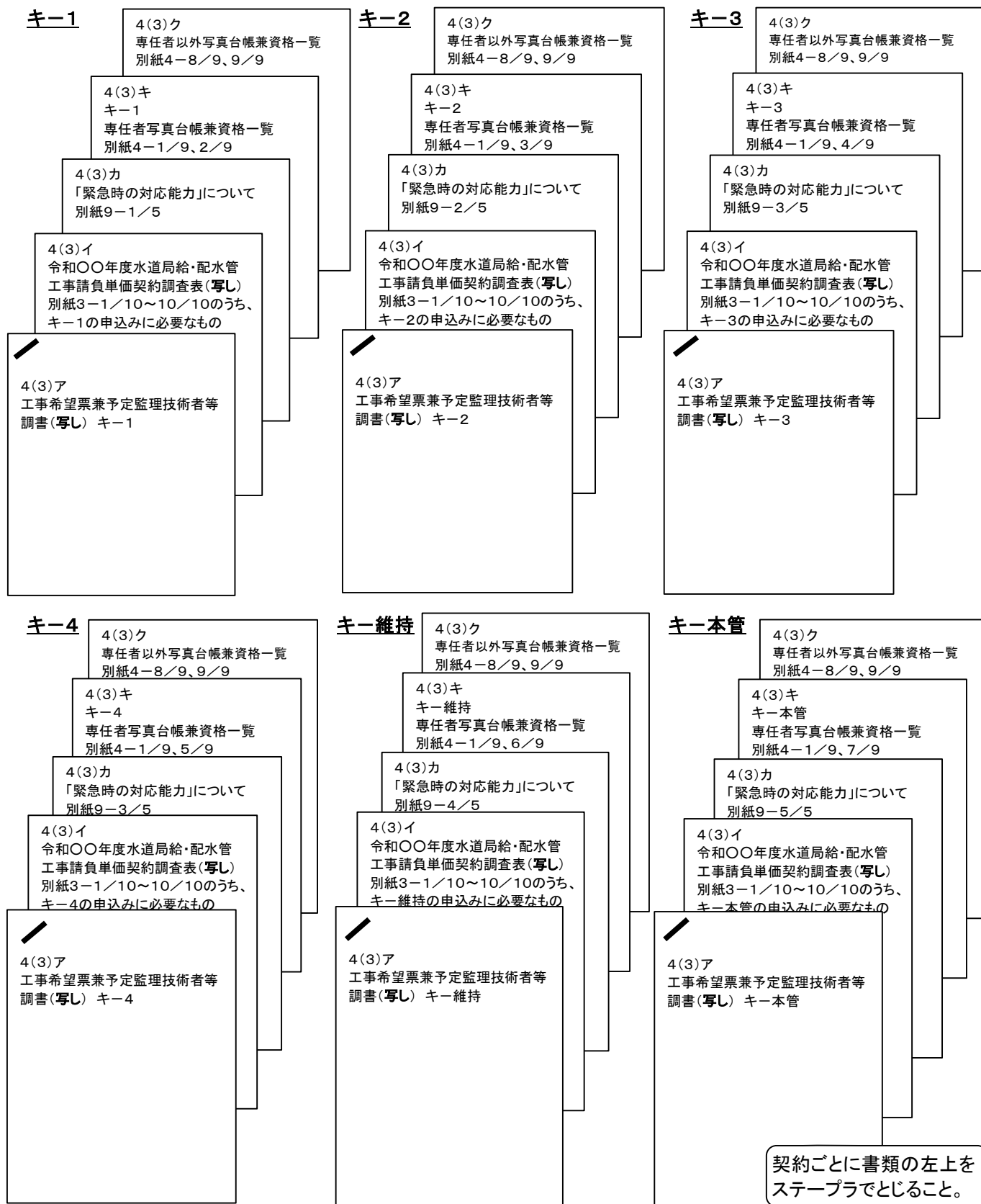
申込書類(原本)のとり方は、下図のとおりとする。

なお、複数の契約に申し込む場合で、契約ごとに様式が異なるものは、キー1、2、3、4、維持、本管の順でとじること。



2 申込書類(原本)をコピー(一部原本)して提出するもの

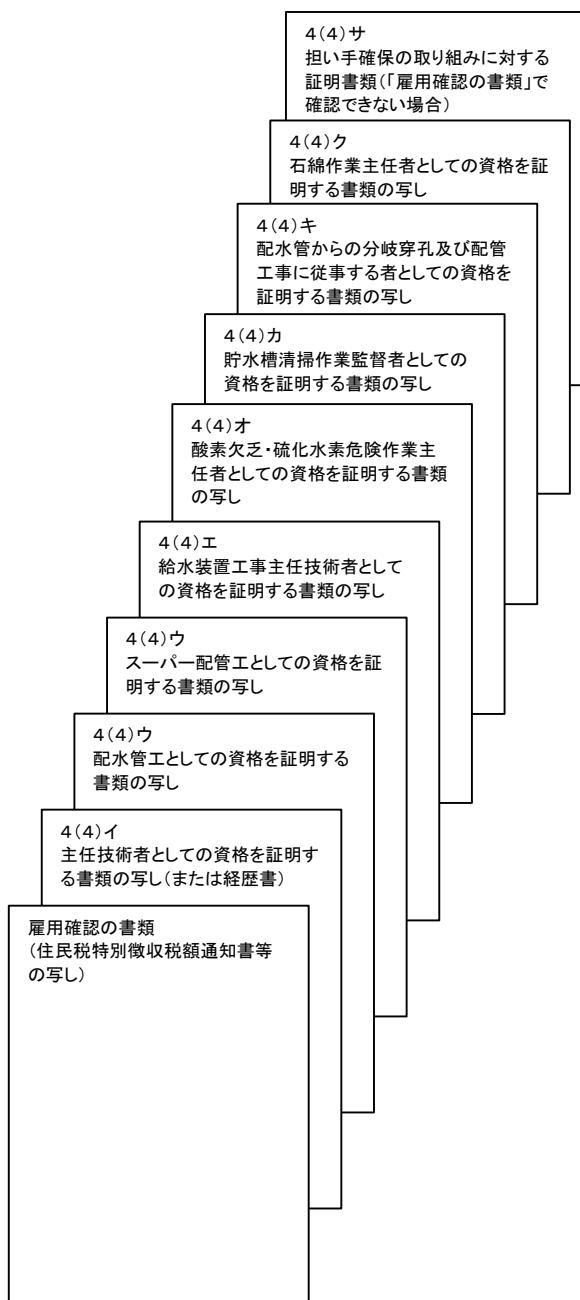
下図のとおり、契約ごとに1部ずつ作成する。



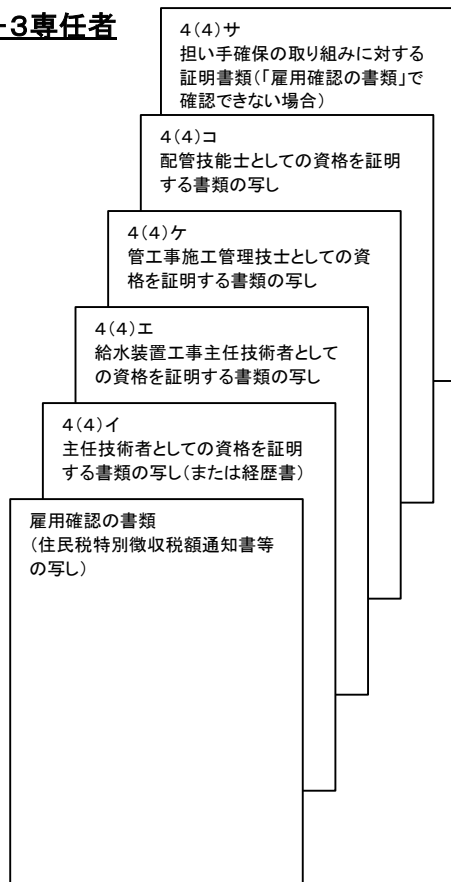
3 配置予定者の常用雇用及び資格を証明する書類として提出するもの

- (1) 下図のとおり、配置予定者ごとに常用雇用を証明する書類及び資格を証明する書類を作成する。
なお、常用雇用を証明する書類及び資格を証明する書類の写しは、カラーコピーとする。

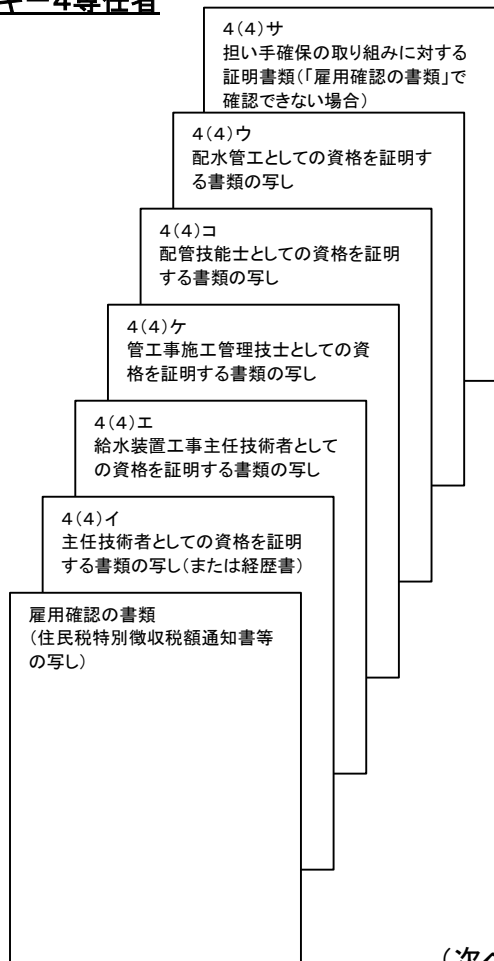
キー1、2、維持、本管専任者



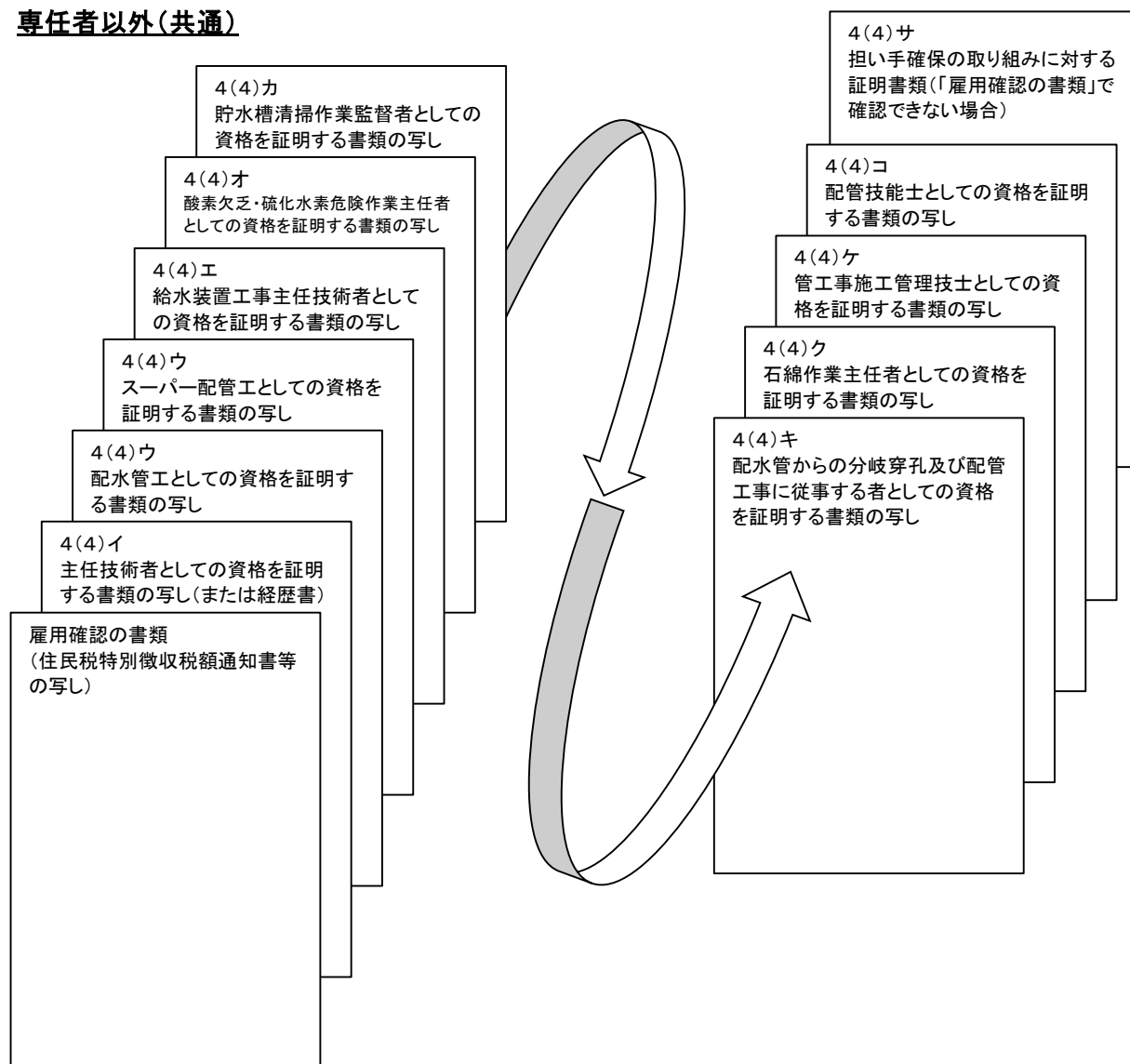
キー3専任者



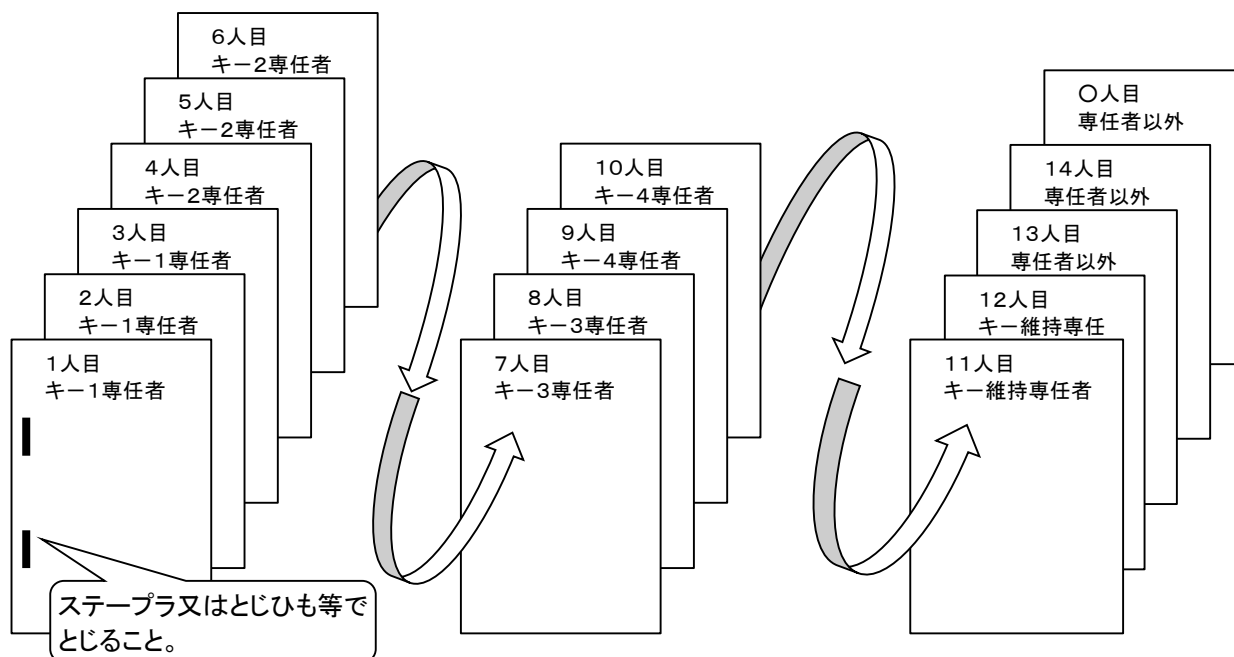
キー4専任者



(次ページへ続く。)

専任者以外(共通)

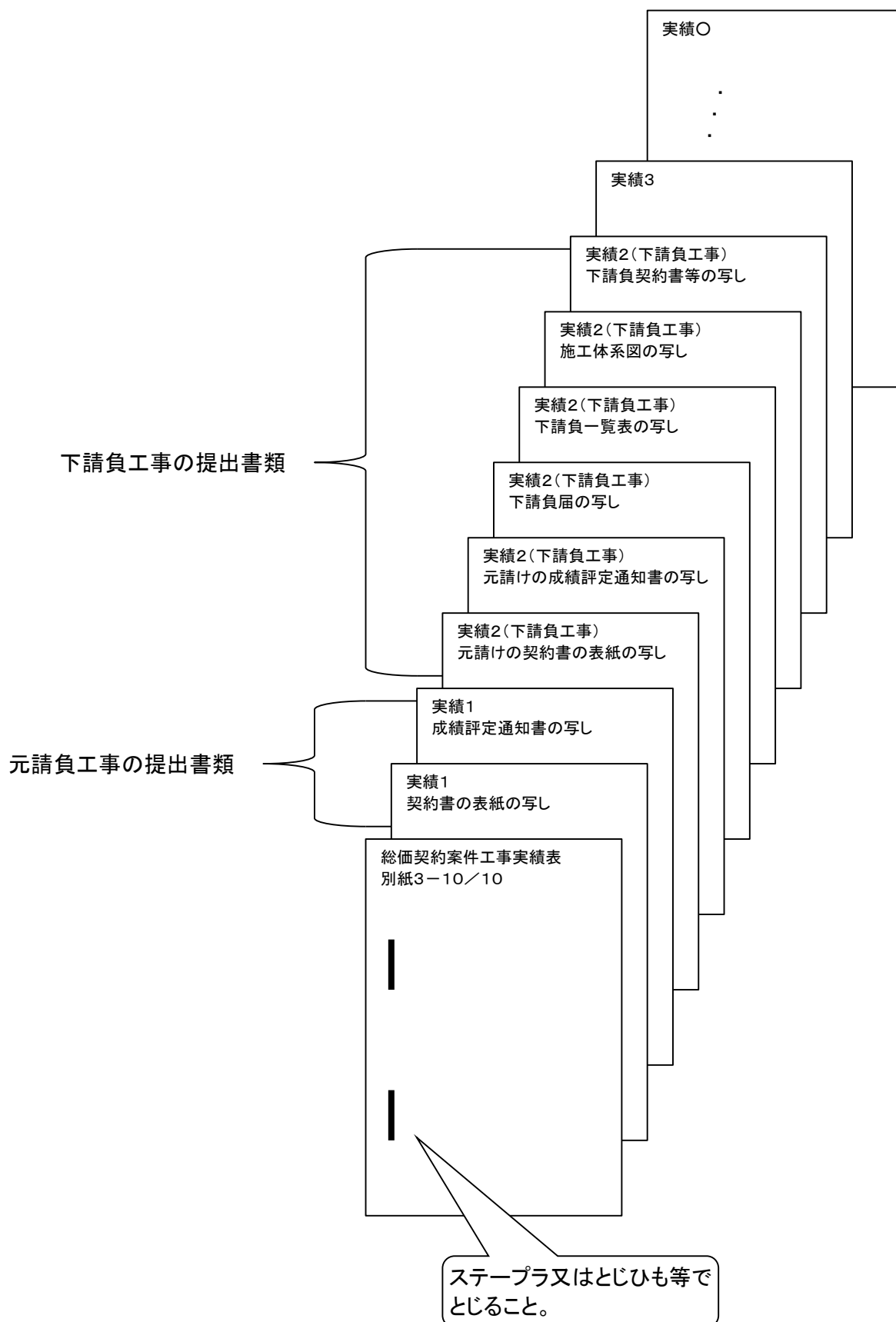
(2) (1)で作成した書類を別紙3「配置予定及び資格一覧」に記入した順でとし、申込契約数に関係なく1部だけ作成する。



4 総価契約案件工事の実績を証明する書類として提出するもの(キー1、2、4、維持、本管)

別紙3-10/10【総価契約案件工事実績】を提出する必要がある場合に限り、申込契約ごとに、下図のとおり作成する。

なお、実績が複数ある場合は、別紙3-10/10の番号順に整理すること。



主たる履行区域一覧(キー1、維持)

主な履行区域		所管区域		
中央支所		東京都	千代田区	全域
			中央区	全域
			港区	台場を除く全域
			文京区	全域
			台東区	全域
			豊島区	全域
東部第一支所		東京都	墨田区	全域
			江東区	全域
			江戸川区	全域
			港区	台場
			品川区	東八潮
			大田区	令和島
東部第二支所		東京都	荒川区	全域
			足立区	全域
			葛飾区	全域
西部支所		東京都	新宿区	全域
			中野区	全域
			杉並区	全域
			三鷹市	井の頭
南部支所	配水第一課	東京都	品川区	東八潮を除く全域
	大田区		令和島を除く全域	
	配水第二課	東京都	目黒区	全域
			世田谷区	全域
			渋谷区	全域
			狛江市	岩戸南
				駒井町
				猪方
				東和泉
				元和泉
				岩戸北
		三鷹市	牟礼	
	神奈川県	川崎市多摩区	登戸	
			登戸新町	
			栢形	
東三田				

主な履行区域	所管区域		
北部支所	東京都	北区	全域
		板橋区	全域
		練馬区	全域
		西東京市	田無町
			保谷町
			富士町
			北原町
			下保谷
			東町
		武蔵野市	吉祥寺北町
			緑町
	埼玉県	和光市	下新倉
			南
			白子
新座市		片山	
		新塚	

履行区域は、東京都23区内、狛江市の一部、三鷹市の一部、西東京市の一部、武蔵野市の一部、神奈川県川崎市の一部、埼玉県三郷市の一部、朝霞市の一部、新座市の一部、和光市の一部、志木市の一部です。

主たる履行区域一覧（キ-2、3）

主な履行区域	所在地	所管区域
中 央	千代田区内神田 2-1-12	千代田区
		中央区
		港区
		文京区
		台東区
		豊島区
東部第一	江東区新砂 1-7-2	墨田区
		江東区
		江戸川区
東部第二	荒川区南千住 6-40-1	荒川区
		足立区
		葛飾区
西 部	杉並区和泉 3-8-10	新宿区
		中野区
		杉並区
南部支所 第一課	大田区平和島 1-1-2	品川区
		大田区
南部支所 第二課	世田谷区桜丘 5-50-16	目黒区
		世田谷区
		渋谷区
北 部	練馬区中村北 1-9-4	北区
		板橋区
		練馬区

分割エリア内発注所管支所区分表（キ一本管）

分割エリア			所管支所	
東部エリア	千代田区	全域	中央支所	
	中央区	全域		
	台東区	全域		
	墨田区	全域	東一支所	
	江東区	全域		
	江戸川区	全域		
	港区	台場		
	品川区	東八潮		
	大田区	令和島		
	荒川区	全域	東二支所	
	足立区	全域		
	葛飾区	全域		
北西部エリア	文京区	全域	中央支所	
	豊島区	全域		
	新宿区	全域	西部支所	
	中野区	全域		
	杉並区	全域		
	北区	全域	北部支所	
	板橋区	全域		
	練馬区	全域		
南部エリア	港区	台場を除く全域	中央支所	
	品川区	東八潮を除く全域	南部支所	配水第一課
	大田区	令和島を除く全域		配水第二課
	目黒区	全域		
	世田谷区	全域		
	渋谷区	全域		

履行区域は、東京都23区内とする。

受注者版工事系システムの稼働条件

1 受注者版工事系システムの動作保証環境

受注者版工事系システムは、次に掲げる表 1 の条件の環境で動作確認を行っている。

なお、表中に記載したもの以外のソフトウェアを使用している場合など、表の条件の全てを満足していない環境では、正常に動作しない場合がある。この場合において、受注者版工事系システムの正常動作は保障しない。

また、これらの表のOS並びにソフトウェア（１）及び（２）については、受注者版工事系システムを使用する時点で Microsoft 社から提供されている全ての優先度の高い更新プログラムを適用済みでなくてはならない。

表 1 動作保証環境

1 OS	Windows 11 Home 64ビット版
2 ソフトウェア	(1) Microsoft Word2019、Microsoft Word2021 (64ビット版)
	(2) Microsoft Excel 2019、Microsoft Excel 2021 (64ビット版)
	(3) Symantec Endpoint Protection 14
3 .NET Framework	.NET Framework 4.8 以降
4 CPU	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する性能以上
5 メモリ容量	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する容量以上
6 ハードディスク空き容量	300MB以上
7 画面	解像度1366×768ピクセル以上
8 その他周辺機器	(1) USBメモリ
	(2) CD-ROMドライブ
	(3) A4サイズの出力が可能で、工事系システムを使用するPC等のOSに対応したドライバが存在するプリンタ
9 その他ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC

2 受注者版工事系システム使用の際の必須条件

1 で示す環境以外で受注者版工事系システムを使用する場合、次に掲げる条件を全て満たしたPC等にインストールして使用すること。

なお、この条件は受注者版工事系システムの動作を保証するものではなく、受注者版工事系システムをインストールして使用する最低限の条件であるので注意すること。

- (1) OS及びソフトウェア（Microsoft Word 及び Microsoft Excel）は、受注者版工事系システムを使用する時点で Microsoft 社から提供されている全ての優先度の高い更新プログラムを適用済みであること。
- (2) ウィルス対策ソフトウェア及びスパイウェア対策ソフトウェアは、Microsoft 社のウェブサイトを参考にOSの種類ごとに適切な対処方法を適宜検討して選定すること。

また、受注者版工事系システムを使用する時点で最新の更新ファイル等を適用した条件下で検査及び問題の無害化が完了していること。

- (3) ハードディスクの空き容量は、受注者版工事系システムインストール前で 300MB 以上であること。
- (4) 画面の解像度は、1366×768 ピクセル以上であること。
- (5) 受注者版工事系システムを使用する PC 等では、次に掲げる周辺機器の全てが使用できること。
 - ア USB メモリ
 - イ CD-ROM ドライブ
 - ウ A4 サイズの出力が可能で受注者版工事系システムを使用する PC 等の OS に対応したドライバが存在するプリンタ

3 注意事項

- (1) Windows 10 以前に発売された全ての Windows OS を使用している PC 等については、受注者版工事系システムをインストールしないこと。
- (2) Microsoft Word 2016/Microsoft Excel 2016 以前に発売された全ての Microsoft Word 及び Microsoft Excel 並びにそれらを含む Microsoft Office を使用している PC 等については、受注者版工事系システムをインストールしないこと。
- (3) 次の条件に該当する場合は、受注者版工事系システムが正常に動作しない可能性が高いため、該当する環境では使用しないこと。
 - ア OS が Windows Server である場合
 - イ 受注者版工事系システムを使用する PC 等にインストールされている Microsoft Word 及び Microsoft Excel が Microsoft Office 365 版以外存在していない場合
 - ウ 受注者版工事系システムを使用する PC 等で使用できる Microsoft Word 及び Microsoft Excel が Microsoft Office Online 版以外存在していない場合
 - エ OS 又はソフトウェアが仮想 PC 上で動作している場合
 - オ 使用しているハードウェアがマッキントッシュである場合
- (4) 受注者版工事系システムをインストールする場合は、インストールを実行するユーザーは、ユーザー権限が Administrator 権限で、かつ、ユーザー名に全角文字（漢字、平仮名、全角記号など）が使用されていない。
 - インストールする PC 等の Administrator 権限を持つユーザーで、全角文字を使用していないユーザーが存在しない場合は、新たにユーザー名が半角英数字だけで構成されているユーザーを作成して、そのユーザーで受注者版工事系システムをインストールすること。
- (5) 受注者版工事系システムをインストールすることにより、インストールされた PC 等で動作している他のソフトウェアが不安定になる場合がある。このため、受注者版工事系システムをインストールする前に、バックアップなどにより PC 等の環境及びデータ回復を可能にする措置をとること。
- (6) フォントサイズを 96dpi 以外に設定した場合は、画面が正常に表示されず、ボタンの一部が使用できないときがあるため、フォントサイズは 96dpi に設定すること。
- (7) IME プロパティの変換候補の設定を「JISX0208 のみ」に設定すること。

配水管小規模整備工事に申し込む方のみ回答願います。

○「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」にて、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、機動性、実効性を重視した初動時の応急給水体制を定めています。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、その被害は甚大であり、改めて応急復旧の迅速性が問われる結果となりました。応急復旧については、単価契約約款第36条（地震等災害時の対応）に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路の復旧の応援について、どのような出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。（当局の他の単契に従事している社員、資機材は除きます。）

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

①現場従事者の確保状況について

・確保できる人員は何人いますか。（ ）人

監督者氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

配管工氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

②資材・機材の調達能力について

（資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック 2t、排水ポンプ、土留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、自社保有・リースは問いません。）

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1日 ・ 2日 ・ その他（ ） ）

③体制整備までの所要時間について

・震災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1日 ・ 2日 ・ その他（ ） ）

④その他

・①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

（例：自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など）

商号又は名称

代表者名

給水管整備及び取り出し工事に申し込む方のみ回答願います。

○「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」にて、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、機動性、実効性を重視した初動時の応急給水体制を定めています。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、その被害は甚大であり、改めて応急復旧の迅速性が問われる結果となりました。応急復旧については、単価契約約款第36条（地震等災害時の対応）に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路の復旧の応援について、どのような出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。（当局の他の単契に従事している社員、資機材は除きます。）

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

①現場従事者の確保状況について

・確保できる人員は何人いますか。（ ）人

監督者氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

配管工氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

②資材・機材の調達能力について

（資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック2t、排水ポンプ、土留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、自社保有・リースは問いません。）

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1日 ・ 2日 ・ その他（ ） ）

③体制整備までの所要時間について

・震災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1日 ・ 2日 ・ その他（ ） ）

④その他

・①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

（例：自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など）

商号又は名称

代表者名

小中口径・大口径メータ引換工事に申し込む方のみ回答願います。

○「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」において、首都中枢機関を抱える東京のライフラインを預かる水道事業者としての責任の重大性を考慮し、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、初動時の応急給水体制の見直し等、機動性、実効性を重視した体制を整備しました。応急復旧については、単価契約約款第36条（地震等災害時の対応）に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路及び給水装置の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路及び給水装置の復旧の応援について、どのような出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。（当局の他の単契に従事している社員、資機材は除きます。）

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

①現場従事者の確保状況について

・確保できる人員は何人いますか。（ ）人

監督者氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

配管工氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

②資材・機材の調達能力について

（資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック 2t、排水ポンプ、土留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、自社保有・リースは問いません。）

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1日 ・ 2日 ・ その他（ ））

③体制整備までの所要時間について

・発災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1日 ・ 2日 ・ その他（ ））

④その他

・①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

（例：自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など）

商号又は名称

代表者名

水道施設維持補修工事に申し込む方のみ回答願います。

○「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」において、首都中枢機関を抱える東京のライフラインを預かる水道事業者としての責任の重大性を考慮し、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、初動時の応急給水体制の見直し等、機動性、実効性を重視した体制を整備しました。応急復旧については、単価契約約款第36条（地震等災害時の対応）に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路及び給水装置の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路及び給水装置の復旧の応援について、どのような出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。（当局の他の単契に従事している社員、資機材は除きます。）

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

①現場従事者の確保状況について

・確保できる人員は何人いますか。（ ）人

監督者氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

配管工氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

②資材・機材の調達能力について

（資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック 2t、排水ポンプ、土留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、自社保有・リースは問いません。）

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1日 ・ 2日 ・ その他（ ））

③体制整備までの所要時間について

・発災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1日 ・ 2日 ・ その他（ ））

④その他

・①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

（例：自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など）

商号又は名称

代表者名

配水本管小規模整備工事に申し込む方のみ回答願います。

○「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」において、首都中枢機関を抱える東京のライフラインを預かる水道事業者としての責任の重大性を考慮し、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、初動時の応急給水体制の見直し等、機動性、実効性を重視した体制を整備しました。応急復旧については、単価契約約款第36条（地震等災害時の対応）に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路及び給水装置の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路及び給水装置の復旧の応援について、どのような出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。（当局の他の単契に従事している社員、資機材は除きます。）

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

①現場従事者の確保状況について

・確保できる人員は何人いますか。（ ）人

監督者氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

配管工氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

②資材・機材の調達能力について

（資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック 2t、排水ポンプ、土留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、自社保有・リースは問いません。）

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1日 ・ 2日 ・ その他（ ） ）

③体制整備までの所要時間について

・発災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1日 ・ 2日 ・ その他（ ） ）

④その他

・①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

（例：自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など）

商号又は名称

代表者名

建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧

 : 特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格 : 一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格

枠内の数字: 資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

(※) 特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る

指定建設業

資格区分			建設業の種類																													
			土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
建設業法（技術検定）	1級建設機械施工管理技士																															
	2級建設機械施工管理技士																															
	1級土木施工管理技士					3			3			3	3	3						3			3			3				3	注1	
	1級土木施工管理技士補					3	3	3	3			3	3		3			3	3			3			3		3		3	3		
	2級土木施工管理技士	種別	土 木			5			5			5	5					5	5			5			5		5			5	注1	
			鋼構造物塗装				5	5	5	5			5		5		5			5			5			5		5		5	5	
			薬 液 注 入				5		5	5			5	5		5			5	5			5			5		5		5	5	
	2級土木施工管理技士補					5	5	5	5			5	5		5			5	5			5			5		5		5	5		
	1級建築施工管理技士																												3	3	3	注1
	1級建築施工管理技士補					3	3	3	3	3		3	3				3	3	3	3	3	3	3				3	3	3	3	3	
	2級建築施工管理技士	種別	建 築			5	5	5	5	5		5		5				5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	注1
			軀 体				5		5	5								5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	注1
			仕 上 げ					5							5								5						5	5	5	5
	2級建築施工管理技士補					5	5	5	5	5		5		5				5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	5
	1級電気工事施工管理技士																						3									
	1級電気工事施工管理技士補																						3							3		
	2級電気工事施工管理技士																						5							5		
	2級電気工事施工管理技士補																						5							5		
	1級管工事施工管理技士																						3	3			3	3	3	3	3	
	1級管工事施工管理技士補																						3	3			3	3	3	3	3	
	2級管工事施工管理技士																						5	5			5	5	5	5	5	
	2級管工事施工管理技士補																						5	5			5	5	5	5	5	
	1級電気通信工事施工管理技士																															
	2級電気通信工事施工管理技士																															
	1級造園施工管理技士					3	3	3	3			3	3		3			3	3				3			3		3		3	3	
	1級造園施工管理技士補					3	3	3	3			3	3		3			3	3				3			3		3		3	3	
	2級造園施工管理技士					5	5	5	5			5	5		5			5	5				5			5		5		5	5	
	2級造園施工管理技士補					5	5	5	5			5	5		5			5	5				5			5		5		5	5	
建築士法（建築士試験）	1級建築士																															
	2級建築士																															
	木造建築士																															
技術士法（技術士試験）	建築設備士（注2）																															
	建設（「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設（「鋼構造及びコンクリート」）																															
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」を除く）																															
	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）																															
	電気電子・総合技術監理（電気電子）																															
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）																															
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く）																															
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）																															
	上下水道（「下水道」）・総合技術監理（上下水道）（「下水道」）																															
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）																															
	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）																															
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）																															
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																															
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）																															
	衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理（衛生工学「建築物環境衛生管理」）																															

	資格区分	建設業の種類																													
		土木	建築	大工	左官	とび・ コンクリート・ 土工	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士																														
	第2種電気工事士								3																						
電気事業法 (電気主任技術者 国家試験等)	電気主任技術者(1種・2種・3種)								5																						
電気通信事業法 (電気通信主任技術者試験)	電気通信主任技術者																					5									
電気通信事業法 (工事担任者)	工事担任者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方)の交付を受けた者(注8)																					3									
	工事担任者(総合通信)の交付を受けた者(注8)																					3									
水道法 (給水装置工事主任技術者試験)	給水装置工事主任技術者								1																						
消防法 (消防設備士試験)	甲種消防設備士																														
	乙種消防設備士																														
職業能力開発促進法 (技能検定)	1級建築大工																														
	2級建築大工				3																										
	1級型枠施工																														
	2級型枠施工				3		注9																								
	1級左官																														
	2級左官						3																								
	1級とび																														
	2級とび																													3	
	1級コンクリート圧送施工																														
	2級コンクリート圧送施工																														
	1級ウエルポイント施工																														
	2級ウエルポイント施工																														
	1級冷凍空調機器施工																														
	2級冷凍空調機器施工										3																				
	1級配管(選択科目「建築配管作業」)										3																				
	2級配管(選択科目「建築配管作業」)											3																			
	1級タイル張り																														
	2級タイル張り																														
	1級築炉																														
	2級築炉																														
	1級ブロック建築																														
	2級ブロック建築								3			3																			
	1級石材施工																														
	2級石材施工								3																						
	1級鉄工																														
	2級鉄工																														
	1級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																														
	2級及び3級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																														
	1級工場板金																														
	2級工場板金																														
	1級建築板金「ダクト板金作業」																														
	2級建築板金「ダクト板金作業」																														
	1級建築板金「ダクト板金作業」以外																														
	2級建築板金「ダクト板金作業」以外																														
	1級かわらぶき																														
	2級かわらぶき																														
	1級ガラス施工																														
	2級ガラス施工																														
	1級塗装																														
	2級塗装																														
	路面標示施工																														
	1級畳製作・内装仕上げ施工・表装																														
	2級畳製作・内装仕上げ施工・表装																														
	1級熱絶縁施工																														
	2級熱絶縁施工																														
	1級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																														
	2級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																														
1級造園																															
2級造園																															
1級防水施工																															
2級防水施工																															

資格区分		建設業の種類																													
		土木	建築	大工	左官	とび・ コンクリート・ 土工	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
その他	基幹技能者（注7）	種目	登録電気工事基幹技能者																												
		登録橋梁基幹技能者																													
		登録造園基幹技能者																													
		登録コンクリート圧送基幹技能者																													
		登録防水基幹技能者																													
		登録トンネル基幹技能者																													
		登録建設塗装基幹技能者																													
		登録左官基幹技能者																													
		登録機械土工基幹技能者																													
		登録海上起重基幹技能者																													
		登録PC基幹技能所																													
		登録鉄筋基幹技能者																													
		登録圧接基幹技能者																													
		登録型枠基幹技能者																													
		登録配管基幹技能者																													
		登録葺・土工基幹技能者																													
		登録切断穿孔基幹技能者																													
		登録内装仕上工事基幹技能者																													
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													
		登録エクステリア基幹技能者																													
		登録ALC基幹技能者																													
		登録建築板金基幹技能者																													
		登録外壁仕上基幹技能者																													
		登録ダクト基幹技能者																													
		登録保温保冷基幹技能者																													
		登録ウレタン断熱基幹技能者																													
		登録グラウト基幹技能者																													
		登録冷凍空調基幹技能者																													
		登録運動施設基幹技能者																													
		登録基礎工基幹技能者																													
		登録タイル張り基幹技能者																													
		登録標識・路面標示基幹技能者																													
		登録土工基幹技能者																													
		登録発破・破砕基幹技能者																													
		登録圧入基幹技能者																													
		登録送電線工事基幹技能者																													
		登録消火設備基幹技能者																													
		登録建築大工基幹技能者																													
		登録建築測量基幹技能者																													
		登録硝子工事基幹技能者																													
		登録さく井基幹技能者																			</										

【備考】

- (注1) 解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
- (注2) 建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- (注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- (注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。
- (注5) 建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
- (注6) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工士試験が該当します。
- (注7) 建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。
- (注8) 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。
- (注9) 合格後、コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者
- (注10) 合格後、とび工事に関し三年以上実務の経験を有する者
- (注11) 合格後、土工工事に関し三年以上実務の経験を有する者
- (注12) 合格後、土工工事に関し一年以上実務の経験を有する者
- (補) 表中の主任技術者になれるものに関し、建設業法第十五条第二号ロの規定を満たす場合には、特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得ます。（ただし、指定建設業は除かれています）

配水管小規模整備工事請負単価契約 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約 小中口径メータ引換工事等請負単価契約 大口徑メータ引換工事等請負単価契約 水道施設維持補修工事請負単価契約 配水本管小規模整備工事請負単価契約	} の契約方式（技術力等審査方式）について
---	-----------------------

1 総合的評価の方法

技術評価と価格評価を同等（1：1の比率）とする。

2 技術評価項目

評価項目は、国土交通省の簡易型総合評価方式の項目を採用する。

3 評価項目の配点

総合評価点を100点（価格評価点50点＋技術評価点50点）と設定する。

【技術評価点】

（1）キー1、2

ア 会社の施工実績

- （ア）成績評価点（25点）
- （イ）施工実績評価点（5点）
- （ウ）信頼性・社会性評価点（上限5点）

イ 配置予定技術者の能力（上限10点）

- （ア）施工体制評価点（10点）
- （イ）担い手確保に向けた取組（1点）

ウ 災害協定等に基づく地域貢献（上限3点）

エ 緊急時の対応能力（2点）

オ 減点評価（上限－5点）

（2）キー3

ア 会社の施工実績・体制

- （ア）成績評価点（15点）
- （イ）施工実績評価点（10点）
- （ウ）単価契約工事、緊急施行工事等の実績による評価点（上限1点）
- （エ）信頼性・社会性評価点（上限5点）

イ 配置予定技術者の能力

- （ア）専任の主任技術者の保有資格及び担い手確保に向けた取組による評価点（施工体制評価点）（上限12点）
- （イ）有資格者の経験による評価点（施工体制評価点）（上限5点）

ウ 緊急時の対応能力（2点）

エ 減点評価（上限－5点）

(3) キー4

ア 会社の施工実績・体制

- (ア) 成績評価点 (15点)
- (イ) 施工実績評価点 (15点)
- (ウ) 単価契約工事又は緊急施行工事の実績による評価点 (1点)
- (エ) 信頼性・社会性評価点 (上限5点)

イ 配置予定技術者の能力

- (ア) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 (上限10点)
- (イ) 有資格者の経験による評価点 (上限2点)

ウ 緊急時の対応能力 (2点)

エ 減点評価 (上限-5点)

(4) キー維持

ア 会社の施工実績

- (ア) 成績評価点 (25点)
- (イ) 施工実績評価点 (9点)
- (ウ) 信頼性・社会性評価点 (上限4点)

イ 配置予定技術者の能力 (上限8点)

- (ア) 施工体制評価点 (6点)
- (イ) 担い手確保に向けた取組 (2点)

ウ 災害協定等に基づく地域貢献 (上限2点)

エ 緊急時の対応能力 (2点)

オ 減点評価 (上限-5点)

(5) キー本管

ア 会社の施工実績

- (ア) 成績評価点 (25点)
- (イ) 施工実績評価点 (5点)
- (ウ) 信頼性・社会性評価点 (上限5点)
- (エ) 本管施工能力評価点 (単契実績なしのみ上限4点)

イ 配置予定技術者の能力 (施工体制評価点)

(単契実績あり上限10点、単契実績なし上限8点)

- (ア) 施工体制評価点 (単契実績あり上限10点、単契実績なし上限8点)
- (イ) 担い手確保に向けた取組 (1点)

ウ 災害協定等に基づく地域貢献 (単契実績あり上限3点、単契実績なし上限1点)

エ 緊急時の対応能力 (2点)

オ 減点評価 (上限-5点)

【価格評価点】

- (1) 予定価格を超える見積価格及び最低制限価格を下回る見積価格は、無効とする。
- (2) 最大値を50点、最小値を0点とし、予定価格と最低制限価格の間を均等に配分する。

計 算 式：

価格評価点 = $50 \times (\text{予定価格(税抜)} - \text{見積価格}) \div (\text{予定価格(税抜)} - \text{最低制限価格})$

4 契約者決定の手順

- (1) 案件を公表し、希望受付時に配置予定技術者、緊急時の対応能力等について申告してもらい、審査を経て、工事实績等と合わせて、技術評価点を算出する。
- (2) 契約申込者へ指名通知書と技術評価点を通知する。
- (3) 見積合せにより、予定価格との差を価格評価点として算出し、技術評価点に加算し、総合評価点を算出する。
- (4) 総合評価点の上位から契約予定受注者数までの中で、最低の価格を交渉基準価格とする。（ただし、価格が予定価格と最低制限価格との範囲内であることが必要条件）
- (5) (4) で契約予定受注者数の最下位を決める際に、総合評価点が高点の者が複数いる場合は、抽選で順位を決定する。
- (6) 総合評価点の上位から契約予定受注者数までの者と、交渉基準価格をもって契約可能かを交渉し、契約者を決定していく。なお、辞退者が出ても、下位の者から繰り上げての交渉はしない。

「配水管小規模整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に本契約の実績がある者

総合評価点					評価点			評価年数
					100			—
A 技術評価点					50			—
1 会社の施工実績					35			過去3年間 (※1) または 過去5年間 (※2)
(1) 成績評価点					25			
通知された工事成績評定を年度ごとに平均し、A～Mの評価を行い年度点数を決定する。 ただし、A～Kの範囲内でも60点未満の工事成績評定点があった場合はLとする。 なお、過去5年間に、遡及して工事成績評定の減点修正が行われた工事案件の存在が認められた場合は、当該工事成績評定は修正が実施された年度の工事成績評定点として取扱う。 修正を行った年度に契約がない場合は、契約実績のある直近の年度の工事成績評定点として取扱う。 上記で決定した年度点数を平均し、成績評価点とする。				A	75点以上	25.0		
				B	74点以上75点未満	23.5		
				C	73点以上74点未満	22.0		
				D	72点以上73点未満	20.5		
				E	71点以上72点未満	19.0		
				F	70点以上71点未満	17.5		
				G	69点以上70点未満	16.0		
				H	68点以上69点未満	14.5		
				I	67点以上68点未満	13.0		
				J	66点以上67点未満	11.5		
				K	65点以上66点未満	10.0		
				L	60点以上65点未満	5.0		
				M	60点未満	0.0		
(2) 施工実績評価点					5			
年度ごとに、整備工事の施工実績額を合計し、A～Cの評価を行い、年度点数を決定する。 決定した年度点数を平均し、施工実績評価点とする。				A	4,000万円以上 (申込年度は50%)	5.0		
				B	2,000万円以上4,000万円未満 (申込年度は50%)	3.0		
				C	2,000万円未満 (申込年度は50%)	0.0		
(3) 信頼性・社会性評価点 (上限5点)					5			
①	過去3年間に表彰された実績を評価する。	当局総価契約案件工事（水道施設工事）、 工事請負単価契約での優良工事表彰・公表実績		2 (上限2点)				
②	申込年度の12月31日時点で直近の過去3回に表彰された実績を評価する。	当局水道工事業イメージアップコンクールでの表彰・公表実績	最優秀賞、優秀賞、 審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞	2 (上限2点) 1 (上限1点)				
③	単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※3			1				
2 配置予定技術者の能力					10			
(1) 施工体制評価点 (上限10点) ※4					10			
①	専任の主任技術者（監理技術者(水道)） ※5			5.0				
	専任の主任技術者（1級技術者に準ずる者） ※5			4.5				
	専任の主任技術者（2級技術者に準ずる者） ※5			3.5				
	専任の主任技術者（その他の技術者） ※5			1.5				
②	専任の主任技術者（監理技術者(水道)） ※5			2.0				
	専任の主任技術者（1級技術者に準ずる者） ※5			1.5				
	専任の主任技術者（2級技術者に準ずる者） ※5			1.0				
	専任の主任技術者（その他の技術者） ※5			0.5				
③	専任の配水管工（大口径）2名以上			4.5				
	専任の配水管工（大口径）1名			1.5				
④	専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている			3.0				
	専任者以外で配置された主任技術者、配水管工（スーパー配管工含む）			0.0				
(2) 担い手確保に向けた取組 (上限1点) ※6					1			
①	専任の女性もしくは、40歳以下の技術者が主任技術者又は配水管工に配置されている			1.0				
②	専任の女性もしくは、40歳以下の技術者が上記以外の技術者に配置されている			0.5				
3 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点)					3			
災害協定等に基づく活動実績評価点※7			活動実績		3		過去5年間（※2）	
			出動準備		1		過去3年間（※1）	
災害協定の締結有無 ※3					1		申込時	
4 緊急時の対応能力					2			
緊急時の対応能力に対する評価点					2			
5 減点評価 (上限-5点)					(-5)			
過去3年間に於いて、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。 なお、複数の契約に申込みがある場合には、それぞれの契約で減点する。			停止期間	1か月まで	(-1)		過去3年間 (※1)	
				1か月を超え3か月まで	(-2)			
				3か月を超え6か月まで	(-3)			
				6か月を超え12か月まで	(-4)			
				12か月を超え24か月まで	(-5)			
B 価格評価点					50			—

※1 過去3年間とは、令和5年4月1日から令和7年12月31日までの期間である。

※2 過去5年間とは、令和3年4月1日から令和7年12月31日までの期間である。

※3 詳細は、資料2-12/12「(補足) 評価対象一覧」のとおり。

※4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。
また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。

※5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により2名まで評価する。

※6 女性かつ40歳以下の場合は、女性技術者としてのみ評価する。

※7 令和6年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和6年5月31日を基準として評価する。

「配水管小規模整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に本契約の実績がない者

評価項目				評価点		評価年数
総合評価点				100		—
A 技術評価点				50		—
1 会社の施工実績				35		—
(1) 成績評価点				25		過去3年間 (※1) または 過去5年間 (※2)
i) 過去3年間に水道施設維持補修工事請負単価契約の契約実績がある者 通知された工事成績評定を年度平均し、A～Mの評価を行い年度点数を決定する。なお、同じ月に通知された工事成績評定点が複数ある場合には、件数による加重平均を行う。ただし、A～Kの範囲内でも60点未満の工事成績評定点があった場合はLとする。上記で決定した年度点数を平均し成績評価点とする。 ii) 過去3年間にi)の実績がない者 ア 過去3年間継続して水道緊急工事請負単価契約(漏水修理事工)または給水管整備及び取り出し工事請負単価契約に契約実績がある者は、過去5年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績を評価する。過去5年間の工事成績評定点を平均し、A～Mの評価を行い成績評価点とする。 イ アの実績がない者は、過去5年間に施工したDランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績を評価する。過去5年間の工事成績評定点を平均し、A～Mの評価を行い成績評価点とする。 上記のア及びイで工事実績に下請負実績が含まれる場合、下請負工事実績分は工事成績評定点65点で施工したものとする。 なお、過去5年間に、適及して工事成績評定の減点修正が行われた工事案件の存在が認められた場合は、当該工事成績評定は修正が実施された年度の工事成績評定点として取扱う。修正を行った年度に契約がない場合は、契約実績のある直近の年度の工事成績評定点として取扱う。			A	75点以上	25.0	
			B	74点以上75点未満	23.5	
			C	73点以上74点未満	22.0	
			D	72点以上73点未満	20.5	
			E	71点以上72点未満	19.0	
			F	70点以上71点未満	17.5	
			G	69点以上70点未満	16.0	
			H	68点以上69点未満	14.5	
			I	67点以上68点未満	13.0	
			J	66点以上67点未満	11.5	
			K	65点以上66点未満	10.0	
			L	60点以上65点未満	5.0	
			M	60点未満	0.0	
(2) 施工実績評価点				5		
i) 過去3年間に水道施設維持補修工事請負単価契約の契約実績がある者 年度ごとに、維持補修における施工実績額を合計し、A1～C1の評価を行い、年度点数を決定する。 決定した年度点数を平均し、施工実績評価点とする。 ii) 過去3年間にi)の実績がない者 ア 過去3年間継続して水道緊急工事請負単価契約(漏水修理事工)または給水管整備及び取り出し工事請負単価契約の契約実績がある者は、過去5年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の施工実績額を合計し、A2～C2の評価を行い施工実績評価点とする。 イ アの実績がない者は、過去5年間に施工したDランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の施工実績を合計し、A2～C2の評価を行い施工実績評価点とする。 上記のア及びイで下請負実績が含まれる場合は、下請負金額を施工実績額とする。			A1	2,000万円以上 (申込年度は50%)	5.0	
			B1	1,000万円以上2,000万円未満 (申込年度は50%)	3.0	
			C1	1,000万円未満 (申込年度は50%)	0.0	
			A2	1億6,000万円以上	5.0	
			B2	4,000万円以上1億6,000万円未満	3.0	
			C2	4,000万円未満	0.0	
(3) 信頼性・社会性評価点(上限5点)				5		過去3年間 (※1)
①	過去3年間に表彰された実績を評価する。	当局総価契約案件工事(水道施設工事)、工事請負単価契約での優良工事表彰・公表実績		2 (上限2点)		
②	申請年度の12月31日時点で直近の過去3回に表彰された実績を評価する。	当局水道工事イメージアップコンクールでの表彰・公表実績	最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞	2 (上限2点) 1 (上限1点)		
③	単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※3		1			
2 配置予定技術者の能力				10		申込時
(1) 施工体制評価点(上限10点) ※4				10		
①	専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5		5.0			
	専任の主任技術者(1級技術者に準ずる者) ※5		4.5			
	専任の主任技術者(2級技術者に準ずる者) ※5		3.5			
	専任の主任技術者(その他の技術者) ※5		1.5			
②	専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5		2.0			
	専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5		1.5			
	専任の主任技術者(2級技術者に準ずる者) ※5		1.0			
	専任の主任技術者(その他の技術者) ※5		0.5			
③	専任の配水管工(大口径)2名以上		4.5			
	専任の配水管工(大口径)1名		1.5			
	専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている		3.0			
④	専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む)		0.0			
(2) 担い手確保に向けた取組(上限1点)				1		
①	専任の女性もしくは、40歳以下の技術者が主任技術者又は配水管工に配置されている		1.0			
②	専任の女性もしくは、40歳以下の技術者が上記以外の技術者に配置されている		0.5			
3 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点)				3		過去5年間(※2) 過去3年間(※1)
災害協定等に基づく活動実績評価点※7		活動実績	3			
		出動準備	1			
災害協定の締結有無 ※3		1		申込時		
4 緊急時の対応能力				2		申込時
緊急時の対応能力に対する評価点				2		
5 減点評価(上限-5点)				(-5)		過去3年間 (※1)
過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。 なお、複数の契約に申込みがある場合には、それぞれの契約で減点する。	停止期間	1か月まで	(-1)			
		1か月を超え3か月まで	(-2)			
		3か月を超え6か月まで	(-3)			
		6か月を超え12か月まで	(-4)			
		12か月を超え24か月まで	(-5)			
B 価格評価点				50		—

※1 過去3年間とは、令和5年4月1日から令和7年12月31日までの期間である。

※2 過去5年間とは、令和3年4月1日から令和7年12月31日までの期間である。

※3 詳細は、資料2-12/12「(補足)評価対象一覧」のとおり。

※4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わず。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。

※5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により2名まで評価する。

※6 女性かつ40歳以下の場合は、女性技術者としてのみ評価する。

※7 令和6年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和6年5月31日を基準として評価する。

「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」の評価内訳

過去 3 年間に本契約の実績がある者

評価項目				評価点		評価年数
総合評価点				100		—
A 技術評価点				50		—
1 会社の施工実績				35		—
(1) 成績評価点				25		過去3年間 (※1) または 過去5年間 (※2)
年度ごとに、通知された漏水防止担当所管の工事成績評定点と給水管工事事務所所管の工事成績評定点を年度ごとにそれぞれ平均し、A～Mの評価をする。その点数を評定回数により加重平均して年度点数を決定する。 なお、2か月間を評定単位とする工事で、同じ月に通知された成績評定点が複数ある場合には、件数による加重平均を行い、評定回数を1回とする。 ただし、年度の平均評定点が65点以上の場合でも、60点未満の成績評定点があった年度は成績ランク [L] とする。 決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。		A	75点以上	25.0		
		B	74点以上75点未満	23.5		
		C	73点以上74点未満	22.0		
		D	72点以上73点未満	20.5		
		E	71点以上72点未満	19.0		
		F	70点以上71点未満	17.5		
		G	69点以上70点未満	16.0		
		H	68点以上69点未満	14.5		
		I	67点以上68点未満	13.0		
		J	66点以上67点未満	11.5		
		K	65点以上66点未満	10.0		
		L	60点以上65点未満	5.0		
		M	60点未満	0.0		
(2) 施工実績評価点		5				
年度ごとに、施工実績によってA～Cの評価を行い、点数を決定する。 決定した年度ごとの点数を平均し、施工実績評価点とする。		A	4,000万円以上 (申込年度は50%)	5.0		
		B	2,000万円以上4,000万円未満 (申込年度は50%)	3.0		
		C	2,000万円未満 (申込年度は50%)	0.0		
(3) 信頼性・社会性評価点 (上限5点)				5		
過去3年間に表彰された実績を評価する。		当局総価契約案件工事（水道施設工事）、 工事請負単価契約での優良工事表彰・公表実績		2 (上限2点)		
申請年度の12月31日時点で直近の過去3回に 表彰された実績を評価する。		当局水道工事イ メージアップコン クールでの表彰・ 公表実績		2 (上限2点)		
		最優秀賞、優秀賞、審 査員特別賞、優良賞 アイデア賞 事例集活用賞		1 (上限1点)		
単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※3				1		
2 配置予定技術者の能力				10		申込時
(1) 施工体制評価点 (上限10点) ※4				10		
①	専任の主任技術者（監理技術者(水道)） ※5			5.0		
	専任の主任技術者（1級技術者に準ずるもの） ※5			4.5		
	専任の主任技術者（2級技術者に準ずるもの） ※5			3.5		
	専任の主任技術者（その他の技術者） ※5			1.5		
②	専任の主任技術者（監理技術者(水道)） ※5			2.0		
	専任の主任技術者（1級技術者に準ずるもの） ※5			1.5		
	専任の主任技術者（2級技術者に準ずるもの） ※5			1.0		
	専任の主任技術者（その他の技術者） ※5			0.5		
③	専任の配水管工2名以上			4.5		
	専任の配水管工1名			1.5		
④	専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている			3.0		
	専任者以外で配置された主任技術者、配水管工（スーパー配管工含む）			0.0		
(2) 担い手確保に向けた取組 (上限1点) ※6				1		
①	専任の女性もしくは、40歳以下の技術者が主任技術者又は配水管工に配置されている			1.0		
	専任の女性もしくは、40歳以下の技術者が上記以外の技術者に配置されている			0.5		
3 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点)				3		過去5年間 (※2) 過去3年間 (※1)
災害協定等に基づく活動実績評価点※7		活動実績		3		
		出動準備		1		
災害協定の締結有無 ※3				1		
4 緊急時の対応能力				2		申込時
緊急時の対応能力に対する評価点				2		
5 減点評価点 (上限-5点)				(-5)		過去3年間 (※1)
過去3年間に、東京都発注の工事で指名停止に なった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係 る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点 する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の 合計を減点する。 なお、複数の契約申し込みがある場合には、それぞれの 契約で減点する。	停 止 期 間	1か月まで		(-1)		
		1か月を超え3か月まで		(-2)		
		3か月を超え6か月まで		(-3)		
		6か月を超え12か月まで		(-4)		
		12か月を超え24か月まで		(-5)		
B 価格評価点				50		—

※ 1 過去 3 年間とは、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの期間である。

※ 2 過去 5 年間とは、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの期間である。

※ 3 詳細は、資料 2－1 2／1 2 「(補足) 評価対象一覧」のとおり。

※ 4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点 (上限 1 0 点) が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。
また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。

※ 5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により 2 名まで評価する。

※ 6 女性かつ 40 歳以下の場合は、女性技術者としてのみ評価する。

※ 7 令和 6 年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和 6 年 5 月 3 1 日を基準として評価する。

「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」の評価内訳

過去 3 年間に本契約の実績がない者

評価項目				評価点		評価年数	
総合評価点				100		—	
A 技術評価点				50		—	
1 会社の施工実績				35		—	
(1) 成績評価点				25		過去 3 年間 (※ 1) または 過去 5 年間 (※ 2)	
i) 過去 3 年間のいずれかの年度にア～ウのいずれかの実績がある場合		A	75 点以上	25. 0			
ア 水道施設維持補修工事請負単価契約		B	74 点以上 75 点未満	23. 5			
イ 水道緊急工事請負単価契約 (漏水修理事工)		C	73 点以上 74 点未満	22. 0			
ウ 配水管小規模整備工事請負単価契約		D	72 点以上 73 点未満	20. 5			
優先順位をア・イ・ウの順とする。複数契約があった場合においても優先順位のもっとも高い契約を対象に、次のとおり過去 3 年間の成績評定点を評価する。		E	71 点以上 72 点未満	19. 0			
年度ごとに、通知された工事成績評定点を平均し、A～M の評価を行い点数を決定する。		F	70 点以上 71 点未満	17. 5			
なお、同じ月に通知された工事成績評定点が複数ある場合には、件数による加重平均を行う。ただし、A～K の範囲内でも 6 0 点未満の工事成績評定点があった年度は L とする。		G	69 点以上 70 点未満	16. 0			
また、過去 5 年間に、遡及して工事成績評定の減点修正が行われた工事案件の存在が認められた場合は、当該工事成績評定は修正が実施された年度の工事成績評定点として取扱う。修正を行った年度に契約がない場合は、契約実績のある直近の年度の工事成績評定点として取扱う。		H	68 点以上 69 点未満	14. 5			
決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。		I	67 点以上 68 点未満	13. 0			
ii) 過去 3 年間に i) の実績がない場合		J	66 点以上 67 点未満	11. 5			
過去 3 年間に施工した E ランク以上の当局総価契約案件工事 (水道施設工事) の実績を評価する。		K	65 点以上 66 点未満	10. 0			
過去 3 年間の全ての工事成績評定点を平均し、A～M の評価を行い、点数を決定する。その点数を成績評価点とする。		L	60 点以上 65 点未満	5. 0			
工事実績に下請負工事を含む場合、下請負工事で申請した工事実績の件数分を工事成績評定点 6 5 点で施工したものとする。		M	60 点未満	0. 0			
(2) 施工実績評価点				5			
(1) の i) 、 ii) にかかわらず、過去 3 年間に施工した E ランク以上の当局総価契約案件工事 (水道施設工事) の実績を評価する。過去 3 年間の施工実績額の合計を、A～C で評価し施工実績評価点とする。 ※下請実績も評価対象とし、下請金額を施工実績額とする。		A	1 億 6, 000 万円以上	5			
		B	4, 000 万円以上 1 億 6, 000 万円未満	3			
		C	4, 000 万円未満	0			
(3) 信頼性・社会性評価点 (上限 5 点)				5			
過去 3 年間に表彰された実績を評価する。		当局総価契約案件工事 (水道施設工事) 、工事請負単価契約での優良工事表彰・公表実績		2 (上限 2 点)			
申請年度の 12 月 31 日時点で直近の過去 3 回に表彰された実績を評価する。		当局水道工事イメージアップコンクールでの表彰・公表実績		最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞、優良賞		2 (上限 2 点)	
				アイデア賞 事例集活用賞		1 (上限 1 点)	
単価契約工事又は緊急施行工事の実績				1			
2 配置予定技術者の能力				10		申込時	
(1) 施工体制評価点 (上限 1 0 点) ※ 4				10			
①	専任の主任技術者 (監理技術者 (水道)) ※ 5		5. 0				
	専任の主任技術者 (1 級技術者に準ずるもの) ※ 5		4. 5				
	専任の主任技術者 (2 級技術者に準ずるもの) ※ 5		3. 5				
	専任の主任技術者 (その他の技術者) ※ 5		1. 5				
②	専任の主任技術者 (監理技術者 (水道)) ※ 5		2. 0				
	専任の主任技術者 (1 級技術者に準ずるもの) ※ 5		1. 5				
	専任の主任技術者 (2 級技術者に準ずるもの) ※ 5		1. 0				
	専任の主任技術者 (その他の技術者) ※ 5		0. 5				
③	専任の配水管工 2 名以上		4. 5				
	専任の配水管工 1 名		1. 5				
専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている		3. 0					
④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工 (スーパー配管工含む)		0. 0					
(2) 担い手確保に向けた取組 (上限 1 点) ※ 6				1			
① 専任の女性もしくは、4 0 歳以下の技術者が主任技術者又は配水管工に配置されている				1. 0			
② 専任の女性もしくは、4 0 歳以下の技術者が上記以外の技術者に配置されている				0. 5			
3 災害協定等に基づく地域貢献 (上限 3 点)				3		過去 5 年間 (※ 2) 過去 3 年間 (※ 1)	
災害協定等に基づく活動実績評価点 ※ 7		活動実績		3			
		活動準備		1			
災害協定の締結有無 ※ 3				1		申込時	
4 緊急時の対応能力				2		申込時	
緊急時の対応能力に対する評価点				2			
5 減点評価点 (上限 - 5 点)				(-5)		過去 3 年間 (※ 1)	
過去 3 年間に、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。 なお、複数の契約申し込みがある場合には、それぞれの契約で減点する。		停止期間	1 か月まで		(-1)		
			1 か月を超え 3 か月まで		(-2)		
			3 か月を超え 6 か月まで		(-3)		
			6 か月を超え 1 2 か月まで		(-4)		
			1 2 か月を超え 2 4 か月まで		(-5)		
B 価格評価点				50		—	

※ 1 過去 3 年間とは、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの期間である。

※ 2 過去 5 年間とは、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの期間である。

※ 3 詳細は、資料 2－1 2／1 2 「(補足)評価対象一覧」のとおり。

※ 4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点(上限 1 0 点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。

※ 5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により 2 名まで評価する。

※ 6 女性かつ 40 歳以下の場合は、女性技術者としてのみ評価する。

※ 7 令和 6 年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和 6 年 5 月 3 1 日を基準として評価する。

「小中口径メータ引換工事等請負単価契約」の評価内訳

評 価 項 目				評価点		
総合評価点				100		
A 技術評価点				50		
1 会社の実績・体制				31		
(1) 成績評価点				15		
①過去3年間（※1）の いずれかに本契約の実績があ る者	年度ごとに成績評定点を平均し、A～Fの評価を行い、年度ごとの点数 を決定する。ただし、成績評定点の平均点が60点未満の場合は、Gとす る。 なお、過去5年間（※2）に、遡及して成績評定の減点修正が行われた 工事案件の存在が認められた場合は、当該工事成績評定は修正が実施され た年度の成績評定点として取扱う。 決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。	A	70点以上	15.0		
		B	68点以上70点未満	13.0		
		C	66点以上68点未満	11.0		
		D	64点以上66点未満	9.0		
		E	62点以上64点未満	7.0		
		F	60点以上62点未満	5.0		
		G	60点未満	0.0		
②過去3年間に本契約の実績がない者		5.0				
(2) 施工実績評価点				10		
①過去3年間のいずれかに本 契約の実績がある者	年度ごとに、施工実績を履行区域内で順位付けし、a～cの評価を行 う。同一順位の場合は、上位のランクに振り分ける。 決定した年度ごとの点数を平均し、施工実績評価点とする。	a	10.0			
		b	8.0			
		c	6.0			
②過去3年間に本契約の実績 がない者	申込時点の〔09 給排水衛生工事〕の格付等級により点数を決定し、 施工実績評価点とする。	格付A	8.0			
		格付B				
		格付C	6.0			
		格付D				
		格付X	4.0			
(3) 単価契約工事、緊急施行工事等の実績による評価点				上限1点		
過去3年間に単価契約工事又は緊急施行工事の実績がある者 ※3		1.0				
申込年度に「緊急を要するメータ取付等業務委託単価契約」におけるメータ取付け・取外し業務の 実績がある者		1.0				
(4) 信頼性・社会性評価点				上限5点		
過去3年間に、東京都発注の総価契約工事（給排水衛生工事）、当局総価契約工事（水道施 設工事）又は工事請負単価契約での優良工事表彰・公表実績		2.0 （上限2点）				
申込年度の12月31日時点で直近の過去3回の当局イメージ アップコンクールにおける表彰・公表実績	最優秀賞、優秀賞、審査員特別 賞、優良賞	2.0 （上限2点）				
		1.0 （上限1点）				
アイデア賞、事例集活用賞		1.0 （上限1点）				
災害協定の締結有無（申込時） ※3		1.0				
2 配置予定技術者の能力				上限17点		
(1) 専任の主任技術者の保有資格及び担い手確保に向けた取組による評価点				上限12点		
ア 専任の主任技術者の保有資格に対する評価点（施工体制評価点） ※4 ※5						
1人目	給水装置工事主任技術者		4.0			
	管工事施工管理技士（1、2級）		4.0			
	配管技能士（1、2、3級）		2.0			
2人目以降	給水装置工事主任技術者		2.0			
	管工事施工管理技士（1、2級）		2.0			
	配管技能士（1、2、3級）		1.0			
イ 担い手確保に向けた取組による評価点 ※6				上限1点		
女性・40歳以下	専任の主任技術者として配置		1.0			
	現場代理人として配置		0.5			
(2) 有資格者の経験による評価点（施工体制評価点） ※4 ※5 ※7				上限5点		
右の資格を取得後、10年以上の 実務経験を有する	給水装置工事主任技術者		1.0			
	管工事施工管理技士（1、2級）		1.0			
	配管技能士（1、2、3級）		1.0			
3 緊急時の対応能力				2.0		
緊急時の対応能力に対する評価点				2.0		
4 減点評価				上限－5点		
過去3年間に、東京都発注の工事で指名停止になった 期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準 において、指定の効力停止となった期間を減点する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計 を減点する。 なお、複数の契約に申込みがある場合には、それぞれの契約 で減点する。	停 止 期 間	1か月まで		（－1.0）		
		1か月を超え3か月まで		（－2.0）		
		3か月を超え6か月まで		（－3.0）		
		6か月を超え12か月まで		（－4.0）		
		12か月を超え24か月まで		（－5.0）		
B 価格評価点				50		

- ※1 過去3年間とは、令和5年4月1日から令和7年12月31日までの期間である。
- ※2 過去5年間とは、令和3年4月1日から令和7年12月31日までの期間である。
- ※3 詳細は、資料2-12/12「（補足）評価対象一覧」のとおり。
- ※4 2（1）ア及び2（2）を合わせた評価点を施工体制評価点として扱う。
契約後、技術者に変更が生じ、施工体制評価点が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
- ※5 1人目が保有していない資格を2人目以降が保有している場合は、当該資格については1人目と見なし評価する。
- ※6 現場代理人としてのみ配置された場合でも評価の対象とする。
2（1）イは、施工体制評価点として扱わない。なお、女性かつ40歳以下の場合は、女性技術者としてのみ評価する。
- ※7 本契約に専任した者及び専任以外の者について評価する。
また、1人が複数の資格を保有している場合は、それぞれの資格ごとに加点する。

「大口径メータ引換工事等請負単価契約」の評価内訳

総合評価点				評価点	
				100	
A 技術評価点				50	
1 会社の実績・体制				36	
(1) 成績評価点				15	
①過去3年間（※1）のいずれかに本契約の実績がある者	年度ごとに成績評定点を平均し、A～Fの評価を行い、年度ごとの点数を決定する。ただし、成績評定点の平均点が60点未満の場合は、Gとする。 なお、過去5年間（※2）に、遡及して成績評定の減点修正が行われた工事案件の存在が認められた場合は、当該工事成績評定は修正が実施された年度の成績評定点として取扱う。 決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。	A	70点以上	15.0	
		B	68点以上70点未満	13.0	
		C	66点以上68点未満	11.0	
		D	64点以上66点未満	9.0	
		E	62点以上64点未満	7.0	
		F	60点以上62点未満	5.0	
		G	60点未満	0.0	
		②過去3年間に本契約の実績がない者		5.0	
(2) 施工実績評価点				15	
ア 過去3年間のいずれかに本契約の実績がある者 年度ごとに、施工実績を順位付けし、A1～D1の評価を行い、年度ごとの点数を決定する。ただし、施工実績が一定に満たない場合は、E1とする。 決定した年度ごとの点数を平均し、施工実績評価点とする。	ア 過去3年間のいずれかに本契約の実績がある者 年度ごとに、施工実績を順位付けし、A1～D1の評価を行い、年度ごとの点数を決定する。ただし、施工実績が一定に満たない場合は、E1とする。 決定した年度ごとの点数を平均し、施工実績評価点とする。	A1	引換件数1位	15.0	
		B1	引換件数2位	12.0	
		C1	引換件数3位	8.0	
		D1	引換件数4位以下	4.0	
		E1	順位にかかわらず各社の平均引換件数の6割に満たない者	2.0	
	イ 過去3年間に本契約の実績がない者 申込年度の翌年度から遡って4年前又は5年前に本契約の実績がある場合は、その実績をA2～C2で評価する。その実績がない場合は、過去3年間に施工した当局給・配水管（口径75mm以上）の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事（水道施設工事）の実績をD2～E2で評価する。ただし、実績額は、入札参加申込時に参加資格を証明した工事の実績額とする。	イ 過去3年間に本契約の実績がない者 申込年度の翌年度から遡って4年前又は5年前に本契約の実績がある場合は、その実績をA2～C2で評価する。その実績がない場合は、過去3年間に施工した当局給・配水管（口径75mm以上）の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事（水道施設工事）の実績をD2～E2で評価する。ただし、実績額は、入札参加申込時に参加資格を証明した工事の実績額とする。	A2	契約年度実績800件/年以上	15.0
			B2	契約年度実績700件/年以上	12.0
			C2	契約年度実績600件/年以上	8.0
			D2	実績額500万円以上	4.0
			E2	実績額500万円未満	2.0
(3) 単価契約工事、緊急施行工事等の実績による評価点				1	
過去3年間に単価契約工事又は緊急施行工事の実績がある者 ※3				1.0	
(4) 信頼性・社会性評価点				上限5点	
過去3年間に、東京都発注の総価契約工事（給排水衛生工事）、当局総価契約工事（水道施設工事）又は工事請負単価契約での優良工事表彰・公表実績				2.0 （上限2点）	
申込年度の12月31日時点で直近の過去3回の当局イメージアップコンクールにおける表彰・公表実績		最優秀賞、優秀賞、 審査員特別賞、優良賞		2.0 （上限2点）	
		アイデア賞、事例集活用賞		1.0 （上限1点）	
災害協定の締結有無（申込時） ※3				1.0	
2 配置予定技術者の能力				上限12点	
(1) 専任の主任技術者の保有資格及び担い手確保に向けた取組による評価点				上限10点	
ア 専任の主任技術者の保有資格に対する評価点（施工体制評価点） ※4 ※5				上限10点	
1人目	給水装置工事主任技術者		4.0		
	管工事施工管理技士（1、2級）		4.0		
	配管技能士（1、2、3級）		2.0		
	配水管工		2.0		
2人目以降	給水装置工事主任技術者		2.0		
	管工事施工管理技士（1、2級）		2.0		
	配管技能士（1、2、3級）		1.0		
	配水管工		1.0		
イ 担い手確保に向けた取組による評価点 ※6				上限1点	
女性・40歳以下		専任の主任技術者として配置		1.0	
		現場代理人として配置		0.5	
(2) 有資格者の経験による評価点（施工体制評価点） ※4 ※5 ※7				上限2点	
右の資格を取得後、10年以上の実務経験を有する	給水装置工事主任技術者		1.0		
	管工事施工管理技士（1、2級）		1.0		
	配管技能士（1、2、3級）		0.5		
	配水管工		0.5		
3 緊急時の対応能力				2点	
緊急時の対応能力に対する評価点				2.0	
4 減点評価（上限-5点）				—	
過去3年間に、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。 なお、複数の契約に申込みがある場合には、それぞれの契約で減点する。	停止期間	1か月まで		(-1)	
		1か月を超え3か月まで		(-2)	
		3か月を超え6か月まで		(-3)	
		6か月を超え12か月まで		(-4)	
		12か月を超え24か月まで		(-5)	
B 価格評価点				50	

- ※1 過去3年間とは、令和5年4月1日から令和7年12月31日までの期間である。
- ※2 過去5年間とは、令和3年4月1日から令和7年12月31日までの期間である。
- ※3 詳細は、資料2-12/12「(補足)評価対象一覧」の通り。
- ※4 2(1)ア及び2(2)を合わせた評価点を施工体制評価点として扱う。
契約後、技術者に変更が生じ、施工体制評価点が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。
また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
- ※5 1人目が保有していない資格を2人目以降が保有している場合は、当該資格については1人目と見なし評価する。
- ※6 現場代理人としてのみ配置された場合でも評価の対象とする。
2(1)イは、施工体制評価点として扱わない。なお、女性かつ40歳以下の場合は、女性技術者としてのみ評価する。
- ※7 本契約に専任した者及び専任以外の者について評価する。
また、1人が複数の資格を保有している場合は、それぞれの資格ごとに加点する。

「水道施設維持補修工事」の評価内訳

令和 6 年度又は令和 6 年度を含む過去 5 年間のうち 3 年間継続して水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）又は水道施設維持補修工事請負単価契約の実績がある者

評価項目				評価点	評価年数	
総合評価点				100	—	
A 技術評価点				50	—	
1 会社の施工実績				38	—	
(1) 成績評価点				25	過去 3 年間 (※ 1) または 過去 5 年間 (※ 2) または 申込時	
過去 3 年間に通知された工事成績評定点を年度ごとに平均し、A～M の評価を行い点数を決定する。なお、同じ月に通知された工事成績評定点が複数ある場合には、件数による加重平均を行う。ただし、60 点未満の工事成績評定点があった年度は [M] とする。 なお、過去 5 年間に、遡及して工事成績評定の減点修正が行われた工事件数の存在が認められた場合は、当該工事成績評定は修正が実施された年度の工事成績評定点として取扱う。 決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。ただし、未契約の年度は計算の対象としない。			A	75 点以上		25.0
			B	74 点以上 75 点未満		23.5
			C	73 点以上 74 点未満		22.0
			D	72 点以上 73 点未満		20.5
			E	71 点以上 72 点未満		19.0
			F	70 点以上 71 点未満		17.5
			G	69 点以上 70 点未満		16.0
			H	68 点以上 69 点未満		14.5
			I	67 点以上 68 点未満		13.0
			J	66 点以上 67 点未満		11.5
			K	65 点以上 66 点未満		10.0
			L	60 点以上 65 点未満		5.0
			M	60 点未満		0.0
(2) 施工実績評価点				9		
① 過去 3 年間に水道施設維持補修工事請負単価契約の契約実績がある者。 ただし、60 点未満の工事成績評定点があった年度は、契約実績に含めない。			A	3 回		5.0
			B	2 回		3.0
			C	1 回		1.0
② 過去 3 年間に水道緊急工事請負単価契約（漏水修理事）の契約実績がある者。 ただし、60 点未満の工事成績評定点があった年度は、契約実績に含めない。			A	3 回		2.0
			B	2 回		1.5
			C	1 回		1.0
③ i) 過去 5 年間の当局水道施設工事（区部）における口径 400mm 以上の施工実績がある者（下請の場合は、2 件以上の実績がある場合に評価する。） ii) 上記 i) の実績がない者 申込時に当局水道施設工事（区部）における口径 400mm 以上の施工資器材を含む体制を確保できる者			2.0			上限 2 点
			1.5			
(3) 信頼性・社会性評価点				4		上限 4 点
① 過去 3 年間に表彰された実績を評価する。 なお、実績が複数ある場合には、それぞれの評価点の合計を評価する。		当局総価契約案件工事（水道施設工事）、工事請負単価契約（水道施設工事）での優良工事表彰・公表実績		1 回につき 0.5		
② 申請年度の 12 月 31 日時点で直近の過去 3 回に表彰された実績を評価する。なお、実績が複数ある場合には、それぞれの評価点の合計を評価する。		当局水道工事業イメージアップコンクールでの表彰・公表実績	最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞、優良賞、アイデア賞、事例集活用賞			
2 配置予定技術者の能力					8	申込時
(1) 施工体制評価点 ※ 3				6		
① i) 過去 3 年間（※ 1）に現場代理人又は専任の主任技術者として水道施設維持補修工事請負単価契約を経験している現場代理人又は専任の主任技術者が配置されている ii) 上記 i) の配置者がいない者 過去 5 年間（※ 2）に現場代理人又は専任の主任技術者として区部工事請負単価契約を経験している現場代理人又は専任の主任技術者が配置されている			3	2		
② 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水管工（大口径）の合計が 3 人以上 （資料 2-9 / 1 2 参照）			2		1	
③ 専任の配水管工（大口径）としてスーパー配管工が配置されている			1			
(2) 担い手確保に向けた取り組み（上限 2 点） ※ 4				2	上限 2 点	
① 専任の女性もしくは、40 歳以下の技術者が主任技術者又は配水管工に配置されている			1 人につき 1.0			
② 専任の女性もしくは、40 歳以下の技術者が上記以外の技術者に配置されている			1 人につき 1.0			
3 災害協定等に基づく地域貢献（上限 2 点）				2	—	
(1) 災害協定等に基づく活動実績評価点 ※ 6			活動実績	1	過去 5 年間（※ 2）	
			出動準備	0.5	過去 3 年間（※ 1）	
(2) 災害協定の締結の有無 ※ 5			1	申込時		
4 緊急時の対応能力				2	申込時	
(1) 緊急時の対応能力に対する評価点			2			
5 減点評価点（上限-5 点）				—	—	
過去 3 年間に、東京都発注の工事等で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。 なお、複数の契約申し込みがある場合には、それぞれの契約で減点する。			停止期間	1 か月まで	(-1)	※ 1 過去 3 年間
				1 か月を超え 3 か月まで	(-2)	
				3 か月を超え 6 か月まで	(-3)	
				6 か月を超え 1 2 か月まで	(-4)	
				1 2 か月を超え 2 4 か月まで	(-5)	
B 価格評価点				50	—	

※ 1 過去 3 年間とは、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの期間である。

※ 2 過去 5 年間とは、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの期間である。

※ 3 契約締結後に、やむを得ない理由により技術者に変更が生じた場合には、申込時の施工体制評価点以上となるように技術者を配置する。

なお、変更後の施工体制が適正に配置されていることを確認するまでは、新たな発注は行わない。

※ 4 技術者は①現場代理人、②主任技術者、③配水管工、④給水装置工事主任技術者、⑤酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、⑥貯水槽清掃作業監督者、⑦配水管からの分岐穿孔及び配管工事に従事する者、⑧石綿作業主任者とする。

女性かつ 40 歳以下の場合は、女性技術者としてのみ評価する。

※ 5 詳細は、資料 2-1 2 / 1 2 「（補足）評価対象一覧」のとおり。

※ 6 令和 6 年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和 6 年 5 月 3 1 日を基準として評価する。

「水道施設維持補修工事」の評価内訳

令和 6 年度又は令和 6 年度を含む過去 5 年間のうち 3 年間継続して水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）又は水道施設維持補修工事請負単価契約の実績がない者

評価項目				評価点		評価年数	
総合評価点				100		—	
A 技術評価点				50.0		—	
1 会社の施工実績				38.0		—	
(1) 成績評価点				25		過去 3 年間 (※ 1) または 過去 5 年間 (※ 2) または 申込時	
i) 過去 3 年間に配水管小規模整備工事請負単価契約の契約実績がある者 通知された工事成績評定点を年度ごとに平均し、A～Mの評価を行い、年度点数としその点数の平均を年度点数として決定する。ただし、60点未満の成績評定点があった年度はMとする。 なお、過去 5 年間に、遡及して工事成績評定の減点修正が行われた工事案件の存在が認められた場合は、当該工事成績評定は修正が実施された年度の工事成績評定点として取扱う。 決定した年度点数を平均し、成績評価点とする。 ii) 上記 i) の実績がない者 過去 5 年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事（水道施設工事）の実績を評価する。過去 5 年間の全ての工事成績評定点を平均し、A～Mの評価を行い、点数を決定する。その点数を成績評価点とする。 工事実績に下請負工事を含む場合、下請負工事で申請した工事実績の件数分を工事成績評定点 65 点で施工したものとみなす。				A	75点以上		25.0
				B	74点以上75点未満		23.5
				C	73点以上74点未満		22.0
				D	72点以上73点未満		20.5
				E	71点以上72点未満		19.0
				F	70点以上71点未満		17.5
				G	69点以上70点未満		16.0
				H	68点以上69点未満		14.5
				I	67点以上68点未満		13.0
				J	66点以上67点未満		11.5
				K	65点以上66点未満		10.0
				L	60点以上65点未満		5.0
				M	60点未満		0.0
(2) 施工実績評価点				9.0			
① i) 過去 3 年間に配水管小規模整備工事請負単価契約の契約実績がある者 ただし、60点未満の成績評定点があった年度は、契約実績に含めない。				A	3回		5.0
				B	2回		3.0
				C	1回		1.0
ii) 上記 i) の実績がない者 過去 5 年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事（水道施設工事）の実績のうち、水道附属施設（※6）の新設個数を評価する。 ただし、60点未満の成績評定点があった案件工事の新設個数は、評価しない。				上限5点 水道付附属施設×0.025 (小数点以下2位を切捨て)			
② 過去 3 年間に水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）の契約実績がある者 ただし、60点未満の成績評定点があった年度は、契約実績に含めない。				A	3回	2.0	
				B	2回	1.5	
				C	1回	1.0	
③ i) 過去 5 年間の当局水道施設工事（区部）における口径400mm以上の施工実績がある者（下請の場合は、2件以上の実績がある場合に評価する。） ii) 上記 i) の実績がない者 申込時に当局水道施設工事（区部）における口径400mm以上の施工資器材を含む体制を確保できる者				2		上限 2.0点	
				1.5			
(3) 信頼性・社会性評価点				4			
① 過去 3 年間に表彰された実績を評価する。 申請年度の12月31日時点で直近の過去 3 回に表彰された実績を評価する。				当局総価契約案件工事（水道施設工事）、工事請負単価契約（水道施設工事）での優良工事表彰・公表実績		1回につき0.5	上限 4点
				最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞、優良賞、アイデア賞、事例集活用賞			
2 配置予定技術者の能力				8		申込時	
(1) 施工体制評価点 ※3				6			
① i) 過去 3 年間（※1）に現場代理人又は専任の主任技術者として水道施設維持補修工事請負単価契約を経験している現場代理人又は専任の主任技術者が配置されている ii) 上記 i) の配置者がいない者 過去 5 年間（※2）に現場代理人又は専任の主任技術者として区部工事請負単価契約を経験している現場代理人又は専任の主任技術者が配置されている				3			
				2			
② 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水管工（大口径）の合計が3人以上（資料2-9／12参照）				2			
③ 専任の配水管工（大口径）としてスーパー配管工が配置されている				1			
(2) 担い手確保に向けた取り組み ※4				2			
① 専任の女性もしくは、40歳以下の技術者が主任技術者又は配水管工に配置されている ② 専任の女性もしくは、40歳以下の技術者が上記以外の技術者に配置されている				1人につき1.0			上限 2点
				1人につき1.0			
3 災害協定等に基づく地域貢献（上限2点）				2			—
(1) 災害協定等に基づく活動実績評価点 ※7				活動実績		1	過去 5 年間（※2）
				出動準備		0.5	過去 3 年間（※1）
(2) 災害協定の締結の有無 ※5				1		申込時	
4 緊急時の対応能力				2		申込時	
(1) 緊急時の対応能力に対する評価点				2			
5 減点評価点（上限-5点）				—		—	
過去 3 年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。 なお、複数の契約申し込みがある場合には、それぞれの契約で減点する。				停止期間	1 か月まで	(-1)	※ 1 過去 3 年間
					1 か月を超え 3 か月まで	(-2)	
					3 か月を超え 6 か月まで	(-3)	
					6 か月を超え 12 か月まで	(-4)	
					12 か月を超え 24 か月まで	(-5)	
B 価格評価点				50		—	

※ 1 過去 3 年間とは、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの期間である。

※ 2 過去 5 年間とは、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの期間である。

※ 3 契約締結後に、やむを得ない理由により技術者に変更が生じた場合には、申込時の施工体制評価点以上となるように技術者を配置する。
なお、変更後の施工体制が適正に配置されていることを確認するまでは、新たな発注は行わない。※ 4 技術者は①現場代理人、②主任技術者、③配水管工、④給水装置工事主任技術者、⑤酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、⑥貯水槽清掃作業監督者、⑦配水管からの分岐穿孔及び配管工に従事する者、⑧石綿作業主任者とする。
女性かつ 40 歳以下の場合には、女性技術者としてのみ評価する。

※ 5 詳細は、資料 2-12 / 12 「(補足) 評価対象一覧」のとおり。

※ 6 水道附属施設とは、完成図の工事完成数量表に記載された制水弁、空気弁、消火栓、排水栓、区画量水器、伸縮管、排水弁、WTB を対象とする。

※ 7 令和 6 年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和 6 年 5 月 31 日を基準として評価する。

評価対象になる例

	現場代理人	主任技術者	配管工
A氏	○		
B氏	-	○	
C氏	-		○

	現場代理人	主任技術者	配管工
A氏	○	○	
B氏	-		○
C氏	-		○

	現場代理人	主任技術者	配管工
A氏	○		○
B氏	-	○	
C氏	-	○	

	現場代理人	主任技術者	配管工
A氏	○		
B氏	-	○	○
C氏	-	○	○

評価対象にならない例

	現場代理人	主任技術者	配管工
A氏	○	○	○
B氏	-	-	-
C氏	-	-	-

	現場代理人	主任技術者	配管工
A氏	○	-	-
B氏	-	○	○
C氏	-	-	-

B氏、C氏の資格がないため
合計3人にならない

C氏の資格がないため
合計3人にならない

「配水本管小規模整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去 3 年間に配水管小規模整備工事請負単価契約の実績がある者

評価項目					評価点			評価年数
総合評価点					100			—
A 技術評価点					50			—
1 会社の施工実績					35			過去 3 年間 (※ 1) または 過去 5 年間 (※ 2)
(1) 成績評価点					25			
通知された小規模整備工事の工事成績評定を年度ごとに平均し、A～Mの評価を行い点数を決定する。なお、小規模整備工事で、同じ月に通知された成績評定点が複数ある場合には、件数による加重平均を行う。ただし、A～Kの範囲内でも 6 0 点未満の成績評定点があった場合はLとする。 なお、過去 5 年間に、遡及して成績評定の減点修正が行われた工事案件の存在が認められた場合は、当該工事成績評定は修正が実施された年度の工事成績評定点として取扱う。修正を行った年度に契約がない場合は、契約実績のある直近の年度の工事成績評定点として取扱う。上記で決定した年度点数を平均し、成績評価点とする。					A	75点以上	25.0	
					B	74点以上75点未満	23.5	
					C	73点以上74点未満	22.0	
					D	72点以上73点未満	20.5	
					E	71点以上72点未満	19.0	
					F	70点以上71点未満	17.5	
					G	69点以上70点未満	16.0	
					H	68点以上69点未満	14.5	
					I	67点以上68点未満	13.0	
					J	66点以上67点未満	11.5	
					K	65点以上66点未満	10.0	
					L	60点以上65点未満	5.0	
					M	60点未満	0.0	
(2) 施工実績評価点					5			
年度ごとに、小規模整備工事の施工実績額を合計し、A～Kの評価を行い、点数を決定する。決定した年度点数を平均し、施工実績評価点とする。					A	4. 0 億円以上	5.0	
					B	3. 6 億円以上 4. 0 億円未満	4.5	
					C	3. 2 億円以上 3. 6 億円未満	4.0	
					D	2. 8 億円以上 3. 2 億円未満	3.5	
					E	2. 4 億円以上 2. 8 億円未満	3.0	
					F	2. 0 億円以上 2. 4 億円未満	2.5	
					G	1. 6 億円以上 2. 0 億円未満	2.0	
					H	1. 2 億円以上 1. 6 億円未満	1.5	
					I	0. 8 億円以上 1. 2 億円未満	1.0	
					J	0. 4 億円以上 0. 8 億円未満	0.5	
					K	0. 4 億円未満	0.0	
(3) 信頼性・社会性評価点 (上限 5 点)					5			
①	過去 3 年間に表彰された実績を評価する。 ※1	当局総価契約案件工事（水道施設工事）、 工事請負単価契約での優良工事表彰・公表 実績	2 (上限2点)			過去 3 年間 (※ 1)		
②	申込年度の12月31日時点で直近の過去 3 回 に表彰された実績を評価する。	当局水道工事イメー ジアップコンクール での表彰・公表実績	2 (上限2点)					
③	単価契約工事又は緊急施行事の実績 ※3	最優秀賞、優秀賞、 審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞	1 (上限1点)					
2 配置予定技術者の能力					10			申込時
(1) 施工体制評価点 (上限 1 0 点) ※4					10			
①	専任の監理技術者 2 名以上		5.0					
	専任の監理技術者 1 名		2.0					
②	専任の配水管工（大口径）2 名以上		4.5					
	専任の配水管工（大口径）1 名		1.5					
③	専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている		2.0					
(2) 担い手確保に向けた取組 (上限 1 点) ※5					1			
①	専任の女性もしくは、4 0 歳以下の技術者が主任技術者又は配水管工に配置されている		1.0					
②	専任の女性もしくは、4 0 歳以下の技術者が上記以外の技術者に配置されている		0.5					
3 災害協定等に基づく地域貢献 (上限 3 点)					3			過去 5 年間 (※ 2) 過去 3 年間 (※ 1)
災害協定等に基づく活動実績評価点※ 6			活動実績		3			
			出動準備		1			
災害協定の締結有無 ※3			1			申込時		
4 緊急時の対応能力					2			申込時
緊急時の対応能力に対する評価点			2					
5 減点評価 (上限-5 点)					(-5)			過去 3 年間 (※ 1)
過去 3 年間に、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。 なお、複数の契約に申込みがある場合には、それぞれの契約で減点する。			停止 期 間	1 か月まで		(-1)		
				1 か月を超え 3 か月まで		(-2)		
				3 か月を超え 6 か月まで		(-3)		
				6 か月を超え 1 2 か月まで		(-4)		
				1 2 か月を超え 2 4 か月まで		(-5)		
B 価格評価点					50			—

※ 1 過去 3 年間とは、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの期間である。

※ 2 過去 5 年間とは、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの期間である。

※ 3 詳細は、資料 2－1 2／1 2「（補足）評価対象一覧」のとおり。

※ 4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点（上限 1 0 点）が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。

※ 5 女性かつ 40 歳以下の場合には、女性技術者としてのみ評価する。

※ 6 令和 6 年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和 6 年 5 月 3 1 日を基準として評価する。

「配水本管小規模整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に配水管小規模整備工事請負単価契約の実績がない者

評 価 項 目				評価点		評価年数
総合評価点				100		－
A 技術評価点				50		－
1 会社の施工実績				39		－
(1) 成績評価点				25		過去5年間 (※1)
過去5年間に施工したCランク以上で口径400mm以上の総価契約案件工事（水道施設案件工事）の実績（2件以上）を評価する。 過去5年間の工事成績評定点を平均し、A～Mの評価を行い、点数を決定する。その点数を成績評価点とする。		A	75点以上	25.0		
		B	74点以上75点未満	23.5		
		C	73点以上74点未満	22.0		
		D	72点以上73点未満	20.5		
		E	71点以上72点未満	19.0		
		F	70点以上71点未満	17.5		
		G	69点以上70点未満	16.0		
		H	68点以上69点未満	14.5		
		I	67点以上68点未満	13.0		
		J	66点以上67点未満	11.5		
		K	65点以上66点未満	10.0		
		L	60点以上65点未満	5.0		
		M	60点未満	0.0		
(2) 施工実績評価点				5		
過去5年間に施工したCランク以上で口径400mm以上の総価契約案件工事（水道施設案件工事）の年間施工実績（2件以上）を評価する。 過去5年間の、実績金額を合計し、その合計金額を5年で割り1年あたりの金額に換算したものを、A～Kの評価を行い、点数を決定する。		A	4.0億円以上	5.0		
		B	3.6億円以上4.0億円未満	4.5		
		C	3.2億円以上3.6億円未満	4.0		
		D	2.8億円以上3.2億円未満	3.5		
		E	2.4億円以上2.8億円未満	3.0		
		F	2.0億円以上2.4億円未満	2.5		
		G	1.6億円以上2.0億円未満	2.0		
		H	1.2億円以上1.6億円未満	1.5		
		I	0.8億円以上1.2億円未満	1.0		
		J	0.4億円以上0.8億円未満	0.5		
		K	0.4億円未満	0.0		
(3) 信頼性・社会性評価点（上限5点）				5		過去3年間 (※2)
①	過去3年間に表彰された実績を評価する。 ※1	当局総価契約案件工事（水道施設工事）、 工事請負単価契約での優良工事表彰・公表 実績		2 （上限2点）		
				2 （上限2点）		
②	申請年度の12月31日時点で直近の過去3回 に表彰された実績を評価する。	当局水道工事イ メージアップコン クールでの表彰・ 公表実績	最優秀賞、優秀賞、 審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活 用賞	1 （上限1点）		
(4) 本管施工能力評価点（上限4点）				4		過去5年間 (※1)
①	過去5年間に施工した口径400mm以上の総価契約案件工事（水道施設案件工事）で、最 も大きい口径の実績をA～Eの評価を行い点数を決定する。その点数を施工実績評価点と する。下請負実績も評価対象とする。		A	800mm以上	3.0	
			B	700mm	2.5	
			C	600mm	2.0	
			D	500mm	1.5	
			E	400mm	1.0	
②	過去に施工した総価契約案件工事（水道施設案件工事）で、「配水本管技術力発揮工 事」の実績を評価する。 ※令和5年12月31日までに現場着手している案件に限る。		2		※3	
2 配置予定技術者の能力				8		申込時
(1) 施工体制評価点（上限8点） ※4				8		
①	専任の監理技術者 2名以上		5.0			
	専任の監理技術者 1名		2.0			
	専任の配水管工（大口径）2名以上		4.5			
	専任の配水管工（大口径）1名		1.5			
(2) 担い手確保に向けた取組（上限1点） ※5				1		
①	専任の女性もしくは、40歳以下の技術者が主任技術者又は配水管工に配置されている		1.0			
	専任の女性もしくは、40歳以下の技術者が上記以外の技術者に配置されている		0.5			
3 災害協定等に基づく地域貢献（上限1点）				1		申込時
災害協定の締結有無 ※6				1		
4 緊急時の対応能力				2		申込時
緊急時の対応能力に対する評価点				2		
5 減点評価				(-5)		過去3年間 (※2)
指名停止等による減点（上限-5点）				(-5)		
①	過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止 になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事 実に係る処分基準において、指定の効力停止となった 期間を減点する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点 数の合計を減点する。 なお、複数の契約に申込みがある場合には、それぞ れの契約で減点する。	停 止 期 間	1か月まで		(-1)	
			1か月を超え3か月まで		(-2)	
			3か月を超え6か月まで		(-3)	
			6か月を超え12か月まで		(-4)	
			12か月を超え24か月まで		(-5)	
B 価格評価点				50		－

※1 過去5年間とは、令和3年4月1日から令和7年12月31日までの期間である。

※2 過去3年間とは、令和5年4月1日から令和7年12月31日までの期間である。

※3 「配水本管技術力発揮工事」が令和5年1月10日以降に起工された案件に適用されるため、令和5年1月10日から令和6年12月31日までとする。

※4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点（上限8点）が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。
また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。

※5 女性かつ40歳以下の場合は、女性技術者としてのみ評価する。

※6 詳細は、資料2-12/12「（補足）評価対象一覧」のとおり。

(補足) 評価対象一覧

1 「単価契約工事の実績」における評価対象契約

(1) キー 1、2、維持、本管

当局発注の工事請負単価契約のうち、業種〔04 水道施設工事〕に該当するもの

(2) キー 3

ア 当局発注の工事請負単価契約のうち、業種〔09 給排水衛生工事〕に該当するもの

イ 水道緊急工事（漏水修理工事）請負単価契約

ウ 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約

(3) キー 4

当局発注の工事請負単価契約のうち、業種〔09 給排水衛生工事〕に該当するもの

2 「緊急施行工事の実績」における評価対象工事

当局発注の災害時における緊急施行工事を完了した実績

3 「災害協定の締結有無」における評価対象協定

(1) キー 1、2、維持

ア 災害時における応急対策業務に関する細目協定

イ 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定

ウ 災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定

エ 震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定

オ 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定

(2) キー 3、4

ア 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定

イ 災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定

ウ 震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定

(3) キー本管

ア 災害時における応急対策業務に関する細目協定

- イ 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定
- ウ 災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定
- エ 震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定
- オ 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定
- カ その他東京都と締結している災害時における応急措置の協力に関する協定（単契実績以外での申込者に限る。）

工事希望票兼予定監理技術者等調書

令和 年 月 日

社 名 所在地 代表者 担当者	職 氏 名 担 当 者 会社連絡先 FAX				東京都受付番号				
					建設業許可番号				
					大臣 ・ 知事 (特・般) 第 号				
希望する工事	整理番号		件名						
	希望理由							業 種	
								格 付	等 級
※施行中の工事（局発注分）	契約番号	件 名				工 期	R 年 月	～	R 年 月
		受注金額 千 円					R 年 月		
	契約番号	件 名				工 期	R 年 月	～	R 年 月
		受注金額 千 円					R 年 月		
	契約番号	件 名				工 期	R 年 月	～	R 年 月
		受注金額 千 円					R 年 月		
	配 置 予 定 技 術 者	建設業法で定める監理技術者又は、主任技術者のどちらか一方を記入		監理技術者 氏 名			交付番号（監理技術者資格者証） 第 号		
				主任技術者 氏 名					
		予定技術者の従事中工事の有無についてどちらか一方を○で囲むこと。 有 ・ 無						東 京 都 確 認 欄	
「有」の場合は、下記の件名等を記入すること。 件 名： 発注者名： 工 期： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日						主任技術者の雇用確認 ☐ 住民税特別徴収税額通知書 ☐ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ☐ 履歴事項全部証明書 ☐ その他			
						確 認			

注1 日付は、「入札参加申し込み」書類提出日とする。

注2 ※欄は必要に応じて記載してください。

